

地下鉄二条城駅展示コーナー



二条城東南の隅櫓



神泉苑東端

側。本尊は聖観音。

ここから、一度、御池通に出ると、神社としての神泉苑の正面。御池通に面して、鳥居と「史蹟神泉苑」の石標が建っています。京都市による駒札を次に引用します。

延暦一三年（七九四）、桓武天皇が平安京の造営に当たり、大内裏の南の沼沢を開いて設けられた苑地^{えんち}で、常に清泉が湧き出すことから神泉苑と名づけられた。

その境域は、南北四町東西二町という広大なもので、苑内には大池と中嶋のほか、乾臨閣^{けんりんかく}や釣殿^{つりどの}、滝殿^{たきどの}などもあり、歴代の天皇や貴族が舟遊、観花、賦詩、弓射、相撲などの行事や遊宴を行ったといわれている。

天長元年（八二四）春の日早^{ひでり}に、この池畔で東寺の僧

神泉苑



神泉苑北側から



駒札



神泉苑本堂



空海が善女龍王を祀って祈雨の法を修して靈験があったと伝えられ、以後当苑では名僧が競って祈雨の修法を行うようになった。また、貞観五年（八六三）には、初めて当苑で御霊会が執行されるなど、宗教霊場として利用されるようになった。

現在は、東寺真言宗に属し、毎年五月一日から四日間の神泉苑祭には、壬生狂言の流れを汲む神泉苑狂言（京都市登録無形民俗文化財）が執り行われる。

京都市

御池通に南面する鳥居入ると池（法成就池）があり、石橋を渡ると中の島に善女龍王社があります。傍らにある歳徳神（通称、恵方さん）は、毎年の恵方によって方角を変えて祀るとい珍しい祠です。

この島の境内は神式。この島の西側には法成橋が架かっています。この橋を渡ると、神式から仏式へ切り替わります。

■ 神泉苑での遊興

京都市の駒札には、「歴代の天皇や貴族が舟遊、観花、賦詩、弓射、相撲などの行事や遊宴を行ったといわれている。」と簡潔に記されていますが、実際にはどうだったのでしょうか。幸いにも、『日本後記』などの史書が残されていますので、まずは、神泉苑での遊興のあとを辿ってみましょう。

延暦一三年（七九四）に平安京遷都。平安時代の神泉苑は、折

法成橋



善女龍王社



歳徳神（恵方社）



あるごとに天皇が行幸されています。桓武天皇の時代には、延暦二三年（八〇四）の一月の条に、「辛丑^{廿五}。幸^{廿五}神泉苑。」（『日本後記』巻一二）の記載があります。その年の秋七月癸酉朔^廿の行幸のあと、八月壬子^十に神泉苑の左右の閣が暴風雨によって倒潰した記事があり、翌月から頻繁に神泉苑への行幸がおこなわれています。ざつと調べても、九月己卯^八、十月壬戌^{廿一}、十一月戊寅^七、甲申^{十三}、丁亥^{十六}、己丑^廿、戊戌^{廿七}、十二月壬戌^朔、丁未^六など。これらの行幸は、修復工事の視察や、落成の視察・祝いなどであつたと推測されます。『日本後記』でみる限り、桓武天皇は狩獵などへのお出ましが多いので、文雅の行事を神泉苑でおこなつたかどうかはわかりません。なお、日付の辛丑^{廿五}（かのとうし）などは十干十二支による数え方で、数字の日付との対応は『日本暦日原典』（第四版、内田正男、雄山閣出版、一九九二）などで調べる必要があります。ここでは、『新訂増補国史大系』普及版の記載の形式をそのまま踏襲しています。

『日本後記』巻十七、平城天皇の大同三年（八〇八）九月の条に、神泉苑に行幸した際に、平群賀^{へぐりのかぜまろ}是麻呂^{このまろ}（生没年不詳）に和歌を詠ませたと記載されています。当時は平がなはまだ通用していませんので、和歌は万葉がなで示されています。参照した『新訂増補国史大系』普及版に収録されている『日本後記』では、万葉がなに左振り漢字が付されています。

戊戌^{十九}。幸^二神泉苑^ニ。有^リ勅^ヲ。令^下從五位下^ノ平群朝臣^ヲ賀^ス
是麻呂^一作^中和歌^上。曰^ク。

伊賀布久。賀是尔阿礼婆可。於保志万乃。
(如何 吹 風 有 乎 大 島)

乎波奈能須惠乎。布岐牟須悲太留。

尾花末 吹 結 皇帝歎悦。即授二從五位上一。

『日本後紀』卷一七、『新訂増補国史大系』普及版
 黒板勝美、国史大系編集会、吉川弘文館（二九八九）

（書き下し文）

戊戌（九月初九日）。神泉苑に幸す。勅有り。從五位下
（平群朝臣賀是麻呂をして和歌を作らしむ。曰く。）

いかに吹く風にあればを。大島の

尾花の末を吹き結びたる

皇帝歎悦す。即ち從五位上を授く。

傍点をつけた「を」は、本文では「可（か）」となつていますが、振り漢字が「乎（を）」とありますので、こちらを採用しておきます。

この和歌の中では、天皇を含めて集まった人々を高揚した気分にするべく、神泉苑の中島を大島と称しています。「神泉苑の中島は大きく、その中に生える薄の穂先が複雑に絡み合っている。風がどんなふうにも吹けば、あのような有様になるのだろうか。」とでも解釈したおきましよう。自分の名の「賀是」を、和歌の中に、「賀是」としてちやつかり読み込んでいます。これで官位二等上がったのですからこたえられませぬ。

平城天皇が和歌なら、嵯峨天皇は漢詩です。『日本後紀』卷二二、嵯峨天皇の弘仁三年（八一二）二月の条に、次のような記載があります。

辛丑（二月十二日）。幸神泉苑。覽花樹。命文人賦詩。賜
 綿有差。花宴之節始於此矣。

『日本後紀』卷二二、『新訂増補国史大系』普及版
 黒板勝美、国史大系編集会、吉川弘文館（二九八九）

（書き下し文）

辛丑（二月十二日）。神泉苑に幸す。花樹を覽ず。文人
 に詩を賦すことを命ず。綿を賜ふに差有り。花宴の節此
 に於て始る。

『山城名勝志』卷四の「神泉苑」の項でも、『類聚国史』のほぼ同じ記事を引用しています。大意は「嵯峨天皇が弘仁三年（八一二）二月に神泉苑に行幸され、花樹をご覧になった。文人に漢詩を賦すように命じられ、その優劣で褒美を賜った。これが「花宴の節」の始めであつた。」二月ですが旧暦なので、梅の花でなく桜の花をめだたと思われれます。

花宴の節は、これよりのち毎年の恒例となつており、『日本後記』弘仁四年（八一三）二月の条に、「宴神泉苑。命文人賦詩。奏樂賜綿有差。」（神泉苑に宴す。文人に詩を賦すことを命ず。奏樂して綿を賜ふに差あり）とあり、さらに、弘仁六年（八一五）二月の条にも、「幸神泉苑。花宴命文人賦詩。侍

臣及文人賜^レ綿有^レ差。」(神泉苑に幸す。花宴にて文人に詩を賦すことを命ず。侍臣及び文人に綿を賜ふに差あり)とあります。『山城名勝志』巻四の「神泉苑」の同じ箇所にも、「内裏式」の記事が載っています。神泉苑での行事として、相撲や菊花宴がおこなわれていたことがわかります。

○内裏式云、神泉苑^{相撲}少納言^{與大舍人共候}○又云、乾臨閣^{菊宴}女樂、預於^二南ノ瀧殿^一候、盃一兩行、乘^レ舟渡^二就閣前ノ幄^一。奏^レ樂^レ訖。

『山城名勝志』、大島武好、宝永二年(一七〇五)

『改定史籍集覽』二三卷、近藤瓶城編、臨川書店、一九八四

新加通記類第一八

(書き下し文)

○内裏式に云ふ、神泉苑の相撲式にては、少納言、大舍人と共に東の瀧の上の橋頭に候ふ。○又云ふ、乾臨閣の菊花の宴式にては、女樂、預め南の瀧殿に候ふ。盃一兩行。舟に乗り、閣前の幄に渡就す。樂を奏し訖ぬ。

「乾臨閣」は、神泉苑の正殿。「女樂」は女の芸人。「幄」は、天幕(テント)。

神泉苑で相撲を観るのは、毎年七月の恒例行事で、『日本後記』に頻繁に記載されています。たとえば、平城天皇のときには、大同三年(八〇八)七月「幸^二神泉苑^一。観^二相撲^一。令^下文人^ヲ賦^中七夕詩。」(神泉苑に幸す。相撲を観る。文人をして七夕の詩を

賦せしむ)とあり、同時に七夕の漢詩が作られたことがわかります。嵯峨天皇のときも同様で、弘仁二年(八一二)七月「幸神泉苑。観相撲。」、弘仁三年(八一三)七月「幸神泉苑。観相撲。令文人賦七夕詩。」、弘仁五年(八一四)七月「幸神泉苑。観相撲。」などの記載があります。

菊花宴については、『日本後記』弘仁三年(八一三)九月の条に、「幸^二神泉苑^一。宴侍^二從已上^一。奏^レ妓。命^二文人賦^レ詩。五位已上及文人賜^レ綿有^レ差。」(神泉苑に幸す。宴に侍すは、從已上なり。妓を奏す。文人に詩を賦すことを命ず。五位已上及び文人に綿を賜ふに差あり)とあり、さらには、弘仁五年(八一四)九月の条に、「幸^二神泉苑^一。令^二文人賦^レ詩。」(神泉苑に幸す。文人をして詩を賦せしむ)の記載があります。これらの行事は九月ですから、神泉苑で菊花宴がおこなわれて、菊の花について漢詩の応酬があったと考えられます。神泉苑で詠まれた漢詩については、後ほど詳しく説明します。

■ 神泉苑の雨乞い祈願

京都市の駒札には、「天長元年(八二四)春の日早に、この池畔で東寺の僧空海が善女龍王を祀つて祈雨の法を修して靈験があったと伝えられ、以後当苑では名僧が競つて祈雨の修法を行うようになった。」と記載されています。この記述を、原典までさかのぼって、あとづけてみましょう。

■ 空海の祈雨

駒札にもある通り、神泉苑は平安時代以後長い間、祈雨（雨乞い祈願）の霊場として使われました。その発端は、空海がおこなった天長元年（八二四）の雨乞い祈願。『帝王編年記』巻一三、淳和天皇の天長元年（八二四）の条に、次の記事があります（送りがない追加）。

今年、依二炎旱一、空海弘法、於二神泉苑一令二修二請雨經一。
法。善女龍王者無熱池香山北。龍王也。仍勸請。忽池中
 現形。彼形葉如二金色一、長八寸許。此金色龍在二長九尺
 許地頂一見之。弟子之中。有見者。有不見。云々。

『帝王編年記』巻一三、『新訂増補国史大系』第二二巻
 黒板勝美、国史大系編集会、吉川弘文館（一九六五）

（書き下し文）

今年、炎旱に依り、空海（弘法大師）、神泉苑に於て、請雨經の法を修せしむ。善女龍王は無熱池（雪山北、香山南）の龍王なり。仍て勸請す。忽ち池中に形現る。彼の形葉は金色の如く、長は八寸許なり。此の金色の龍は長九尺許の蛇の頂に在り、之を見る。弟子の中、見る者も有り、見ざるも有ると云々。

無熱池（無熱脳池）とは、阿耨達池（阿耨達智池）と同じで竜王の住むところ。インドをモデルにした閻浮堤については、本シリーズ第12回の囲み記事で説明しました。雪山や香醉山（『帝王

編年記』ではなぜか「香・山」となっている）や、その間にある無熱（脳）池についても説明がありますので、ご覧下さい。

（現代語訳）

今年、日照りのため、空海（弘法大師）に神泉苑で請雨經を修することを命じた。善女龍王は無熱池（雪山の北、香醉山南）に住む竜王である。丁寧に招いたところ、たちまち、池の中に形があらわれた。それは金色で薄い形をしていて、身丈は八寸ばかりの竜であり、長さ九尺ばかりの蛇の頭に乗っているのが見えた。弟子のうち、見た者もいたが見なかつたものもいた、と伝えている。

空海が請雨經を修したところ、善女龍王が、九尺ばかりの蛇の頭上に八寸ばかり金色の竜が乗った形であらわれ、雨を降らせたと記されています。神泉苑かどうかはわかりませんが、空海が祈雨をおこなったことは史実だともわれます。出現した善女龍王の形は、空海『御遺告』によるものですが、『御遺告』の記述自体、すでに伝説化しているようです。善女龍王は、娑伽羅竜王（法華經にあらわれる八大竜王のひとつ）の第三王女で、空海が真言密教の守護神として勸請し、清瀧権現として醍醐寺に祀られています。

空海の『御遺告』の該当の箇所は、『祈雨日記』（永久五年（一一一七）頃成立）に「大師御遺告に云はく」として引用されています（訓点付与。漢字のないところは、同等の漢字で代替したところがあります）。ここでは、善女は、善如と表記されています。

大師御遺告云、神泉園池邊、御願修法祈雨。靈驗其明。上從二殿上、下至三四元。此池有龍王、名善如。元是無熱達池龍王類。有慈爲人不至害心。以何知之。御修法之比託人示之。即敬眞言與旨、從池中現形時、悉地成就。彼現形業、宛如金色長八寸許蛇。此金色蛇居在長五尺許蛇之頂也。見此現形弟子等、實惠大德、并眞濟、眞雅、眞照、堅惠、眞曉、眞然等也。諸弟子等、敢難覽著。具注言、奏聞内裏。少時之間、勅使和氣眞繩、御幣種々色物供奉龍王。眞言道崇從爾彌起也云々。

『祈雨日記』 永久五年（一一一七）頃成立。（統群書類従完成会編『統群書類従 25 下（釈家部十）』改訂三版、平文社、一九七九）

（書き下し文）

大師御遺告に云はく、神泉の園池の邊にて、御願にて祈雨を修法す。靈驗其れ明かなり。上は、殿上に從ひ、下は、四元に至る。此の池に龍王有り、名は善如。元は是れ、無熱達池の龍王の類なり。慈有り、人の爲に害心に至らず。何を以て之を知るか。御修法の比、人に託して之を示す。即ち眞言の奥旨を敬ひ、池の中從り形を現す時、地を悉して成就す。彼、形と業を現せば、宛も、金色の長八寸許の蛇の如し。此の金色の蛇は、長五尺許の蛇の頂に居在するなり。此の現形を見る弟子等は、實惠大德、並びに眞濟、眞雅、眞照、堅惠、眞曉、眞然等なり。諸の弟子等、敢て覽著くこと難し。具に言心

を注し、内裏に奏聞す。少時の間、勅使和氣眞繩、御幣の種々の色物を龍王に供奉す。眞言の道は崇く爾從り彌起るなりと云々。

（現代語訳）

大師御遺告では、次のように言っている。神泉苑の池のほとり、御願によつて祈雨を修法した。靈驗は、きわめて明かであり、上は、殿上人から、下は庶民にまで及んだ。この池には龍王がいて、その名前は善如である。もととは、無熱達池の龍王の類である。慈があり、人の害になることはない。なぜそのようなことがわかるのか。正月の御修法の時節に、人に託してそのことを示した。即ち、眞言の根本を敬つて、池の中から形をあらわすときは、あまねく願いが叶う。龍王が姿形をあらわすと、あたかも金色の身丈が八寸ほどの蛇のように見える。この金色の蛇は、身丈が五尺ほどの蛇の頂にのつている。この形が現れたのを見た弟子は、實惠大德、ならびに、眞濟、眞雅、眞照、堅惠、眞曉、眞然等である。そのほかの弟子は、見届けることができなかつた。起こつたできごとを詳しく書いて、内裏に報告申しあげた。しばらくあつて、天皇の使いの和氣眞繩が、いろいろな色の御幣を龍王にそなえ奉つた。眞言の道は尊く、そのできごとがあつてから、いよいよ隆盛をきわめたと伝えて

この請雨經修法を脚色したと推測される話が、『今昔物語』卷第一四第四一に「弘法大師修請雨經法一降雨語」として載っています。淳和天皇の御代、早魃の害が甚だしく、空海（弘法大師）に「なんとかしてこの早魃を止めて、雨を降らせることはできないか」とご下命がありました。空海は、「請雨經を修せば、雨を降らすことができます」と申し上げました。以下、『今昔物語』卷第一四第四一の抜粋です（漢字のないところは、同等の漢字で代替したところがあります。捨てがな「スム」を別の形で示しました。また返り点を追加したところがあります）。

弘法大師修請雨經法一降雨語第四十一

（前略）

神泉ニシテ請雨經ノ法ヲ令修メ給フ。七日法ヲ修スル間、壇ノ右ノ上ニ五尺許ノ蛇出来タリ。見レバ、五寸許ノ蛇ノ金ノ色シタルヲ戴ケリ。暫許有テ、蛇只寄りニ寄りテ池ニ入ヌ。

（中略）

「汝不レ知ヌヤ。此ハ、天竺ニ阿耨達智池ト云フ池有リ、其ノ池ニ住善如竜王、此ノ池ニ通ヒ給フ、然レバ、此ノ法ノ験シ有ラムト現ゼル也」ト。而ル間、俄ニ空陰テ戌亥ノ方ヨリ黒キ雲出来テ、雨降ル事世界ニ皆普シ。此ニ依テ、早魃止ヌ。

（後略）

『今昔物語』卷一四第四一
（馬淵和夫、国東文麿、稲垣泰一校注・訳『今昔物語』

新編日本古典全集35、小学館、一九九九

（現代語訳）

弘法大師が請雨經の法を修して雨を降らすこと、第四十一

（前略）

神泉苑で請雨經の法を修することを、空海にご下命になった。七日間、請雨經を修法すると、祭壇の右の上に五尺くらいの蛇がでてきた。よくみると、五寸くらいの金色の蛇を額の上に頂いていた。しばらくして、蛇はゆっくりゆっくりと池にはいった。

（中略）

「おまえたちよ、知らないのか。これは、インドにアノクダツ池という池があり、その池にすむ善如竜王が、この神泉苑の池に通つてこられた。つまり、この法の験があつたとして、姿をあらわされたのだ」と空海は伴僧たちに説明した。そうこうするあいだに、突如として空がくらくなり、西北の方向から黒い雲がわきおこつて、雨が降り出し、広く国土を潤した。これによって、早魃がおさまった。

（後略）

請雨經の靈験は、金色の五寸ばかりの蛇を戴いた五尺ばかりの蛇があらわれること（大きさは『帝王編年記』や『御遺告』の記載とは少しだけ異なっています）。空海は、二十人の伴僧とともに祈禱をおこなったのですが、この験を見たのは空海と四人の

伴僧だけ（人数は『御遺告』の記載と異なっています）。空海は四人の伴僧に、「天竺の阿耨達智池に住む善如竜王が神泉苑の池に通っていて、靈験をあらわすときには、蛇の姿であらわれるのだ」と説明します。戊亥（西北）の空が俄に曇って、雨が降り出しました。これ以降、請雨経をきわめた高僧が、早魘のたびに神泉苑で雨乞いの祈禱をおこなうことが、慣例になった、と『今昔物語』は結んでいます。

■ 空海と守敏の法力比べ

この話は脚色されて、東寺の空海と西寺の守敏が祈雨法力を競った話になっています。まず、年長で上位にあつた守敏が雨乞いの祈禱。効あつて雨が降つたが、降つたのは西京だけで焼け石に水。つぎに空海。空海は、請雨経を修法して、みごとに広範囲に雨を降らすことができ、面目をほどこしました。

空海と守敏の法力比べは、おそらく史実ではないと考えられますが、それはそれとしておもしろい話なので、尾ひれがついて、さらにおもしろく脚色されています。たとえば、「空海の祈禱の間、守敏が竜王など諸竜を法力で押さえ込み瓶中に入れていたが、ただ天竺にいる善如竜王だけが守敏の法力から逃れていたのだ、これを空海が請じたのだ」という奇譚になっています（『大師御行状集記』（寛治三年（一〇八九）成立。『統群書類従』8下〔伝部〕所載）。

空海と守敏の法力比べの話は、上記の『祈雨日記』にも、『大師伝』（『高野大師御伝』）を引用する形で載っています。同時

代に膾炙していた『御遺告』の話と比較するために、引用しておきましょう（訓点付与。漢字のないところは、同等の漢字で代替したところがあります）。

大師傳云。天長元年甲辰、依早災、奉勅、於神泉苑、可修請雨經之法者。爰守敏大德奏狀云、守敏已上薦也。同學此法。須先勤仕、而令雨。西京者、依請早修者。即以勤仕。七箇日。結願之朝、西京如暗夜雷響尤盛也。其雨成。洪水。衆人所感也。但遣使令檢知處、只西京内。不及山林云々。

亦大師勤仕。雖經七日、專無雨氣。大師入定思惟、守敏大德駈取諸龍、咒入水瓶也。出定、延修二箇日夜、大師告曰、池中有龍、號曰善如。元是無熱達池龍王之類、所勤請也。從池水現其形。結願之日、重雲覆天雷鳴四方。急降雨、池水涌滿、至于火壇之上。自是以後、三箇日間、普。天下自然湧。池水愁已以絶。賞其功也。任少僧部。慶賀之間、不有威勢。出入之處、自施面目云々。

『祈雨日記』永久五年（一一一七）頃成立。（『統群書類従』完成会編『統群書類従』25下〔釈家部十〕改訂三版、平文社、一九七九）（書き下し文）

大師傳に云はく。天長元年甲辰、早に依り災あり。勅を奉じて、神泉苑に於て、請雨經の法を修すべきものなり。爰に守敏大徳、奏状して云はく、守敏已に上臈なり。同じく此の法を學ぶ。須く先に勤仕して西京に雨らしむべしといへり。請に依りて早く修するものなり。即ち以て勤仕すること七箇日なり。結願の朝、西京、暗夜の如く、雷の響は尤も盛なり。其の雨、洪水と成る。衆人の感ずる所なり。但し使を遣り處を檢知せしむるに、只、西京の内のみ。山林に及ばざると云々。

亦大師勤仕す。七日を経ると雖も、専ら雨氣無し。大師入定して思惟へらく、守敏大徳は、諸龍を駈取りて、水瓶に咒入れしなりと。出定して修を延すこと二箇日の夜、大師告げて曰はく、池中に龍有り、號して善如と曰ふ。元は是れ無熱達池の龍王の類、勤請せし所なりと。池水従り、其の形を現す。結願の日、重雲、天を覆ひ、雷四方に鳴る。急に膏雨降り、池水涌滿ちて火壇の上に至る。是れ自り以後、三箇日の間、普く雨る。天下自然に澆す。池水の愁已に以て絶ふ。其の功を賞すや少僧都に任す。慶賀の間、威勢有るを好まず。出入の處、自ら面目を施すと云々。

「奏状」は臣下が天皇に意見を奉る文書。「勤仕」は一心に勤めること。「入定」は禪定（禪の瞑想）にはいること。「出定」は禪定からでること。「膏雨」は適切なときに適度に降る雨。恵みの雨。「澆」は長雨のこと。

（現代語訳）

大師伝では、次のように言っている。天長元年甲辰、早に於て災害が起こった。天皇から、神泉苑にて請雨經の修法するようにというご下命があった。これに答えて、守敏大徳は意見書を奉つて、「守敏は、すでに僧位が上であり、同じように請雨經の法を學んでおります。先に祈禱をおこなつて、西京に雨を降らせるべきだと考えます。」と願ひ出た。この願ひ出によつて守敏のほうに先に修法をおこなうことになり、七日間、一心に勤めた。結願の朝に、西京は暗夜のようになって雷が盛んに響いた。その雨は洪水をもたらし、多くの人々に感銘を与えた。しかし、使いを遣つてどこに降つたかを調べさせると、ただ西京の中だけで、山林には降らなかつた。

次に、空海（弘法大師）も一心に修法をおこなつた。しかし、七日を経たけれども、まったく雨の氣配がなかつた。そこで大師は、瞑想に入つて思いをめぐらし、「守敏大徳がいろいろな竜王を掻き集めて、水瓶の中に入れて、出られないようにまじないをかけている」と見破つた。瞑想から抜けて、修法を二日だけ延ばした。その夜に、大師がおっしゃるには、「池の中に竜がいて、名前を善如という。これは、もともとは無熱達池の竜王の類で、ここにお呼びした」と。すると、池の中から、善如竜王がその形を現わした。結願の日、重なり合つた雲が空を覆い、雷が四方から鳴つた。急に恵みの雨が降りだ

して、池の水がどんどん湧き出て、祈祷をおこなっている火壇の上までくるほどであった。これから以後、三日間、広範囲に雨が降った。国土には自然に長雨が降り、池の水が涸れるという心配ももうなくなつた。この功により、大師を少僧都に任じた。お祝いをしたけれども、大師は位が上がるのを喜ばなかつた。位が上がることよりも、瞑想に入つたのと瞑想から出たところがうまくいったことの方がなによりの褒美であるとおっしゃつた。

ただし、念の入つたことには、『祈雨日記』では、『大師伝』の引用のあと、「守敏が誰かわからない。修圓（守圓）は記録にあるが、大徳と呼ばれるほど位が高くない。また『御遺告』に、守敏の話が出てこないのは極めて不審なこと」と注記しています。要するに、『祈雨日記』が編纂された永久五年（一一一七）頃に、すでに「空海と守敏の法力比べ」に対して疑問が呈されているわけです。伝説や伝承になるとときには、通常は、話をおもしろくするために、このような注記は無視してしまつています。今回は、『御遺告』も『大師伝』も『祈雨日記』から引用して、現代語訳を付けておきましたので、「空海と守敏の法力比べの話が嘘っぽいこと」がよくわかります。

■ 矢取地蔵のこと

さらには、法力比べに負けたことを逆恨みした守敏は、待ち伏せをして空海の背後から矢を射つたが、どこからか黒衣の僧があらわれて身代わりに矢を受けたという話もあります。この僧は地

蔵尊の化身で、九条通羅城門跡に祀られている「矢取地蔵」であると伝えられています。羅城門跡は、空海の東寺と守敏の西寺のちょうど中間で、いかにももつともらしい場所に、矢取地蔵がありますね。

矢取地蔵の伝承のもとになったのは、おそらくは軍記物語『太平記』に載っている話であろうと推測されます。『太平記』は、南北朝時代から室町時代初期のできごとを描いた軍記物語（室町時代成立）ですが、巻一二の中の「神泉苑の事」に荒れ果ていた神泉苑を補修したという話がでています。その中に、本筋にはまったく関係のない挿入話として、空海と周敏（守敏）の確執がおもしろおかしく脚色されてでています。

『太平記』では、空海と守敏の法力比べは、熱い葉湯を法力で冷やすことをめぐつて、宮中でおこなわれたことになっていきます。中国留学をした空海と、国内にとどまっていた守敏との実力対決という図式です。敗れた守敏は、天皇から嘲笑されたので、天下に早魃をおこして困らせようと企て、竜王を掻き集めて水瓶の中に閉じこめます。ここからは、『大師伝』の後半と同じ展開です。『太平記』では、さらに法力比べが続きます。空海の請雨經修法に敗れた守敏は、腹立ちがおさまらず、西寺に引籠つて、空海を調伏しようと、軍荼利夜叉の法をおこないます。東寺の空海は大威徳明王を修法し、これに対抗します。

○神泉苑の事

（前略）

兩人何れも德行薰修の尊宿也しかば、二尊の射給ける

流鏑矢 空中に合て中に落ちる事、鳴休隙も無りけり。
(後略)

『太平記』 国民文庫本（国民文庫刊行会、流布版本）、巻第二二
日本文学電子図書館 <http://www.j-texts.com/>

兩人とも実力伯仲。軍荼利夜叉と大威徳明王の放つ鏑矢が、空中でぶつかって落ちる音が鳴りやむことがありません。このあと空海は一計を案じて、死んだふりをします。油断した守敏が修法を止めると、空海がすかさず調伏してしまうというお話になっています。この鏑矢を射合ったという話からさらに尾ひれがついて、矢取地蔵の伝承になったのでしょうか。

■ 雨僧正仁海

早魃のときには、祈祷によつて雨を降らす以外によい方法はないと信じられていたので、空海よりはじまる祈雨修法は、平安時代を通じて長くおこなわれています。ただし、空海が祈雨をおこなった場所は、実は神泉苑ではなく、内裏であったという記述が、『日本紀略』天長四年（八二七）の条にあります。正史の記録によつて祈雨の場所が神泉苑だと特定できるのは、貞観一七年（八七五）真雅（空海の弟）による祈祷です。後世、「祈雨といえどば神泉苑」ということを強調するのに都合のよいように、空海の内裏での祈雨と真雅の神泉苑での祈雨を、意図的に（無意識的なことを装つて）混同したのでしょうか。

「祈雨といえどば神泉苑」が定着した平安時代中期、数ある祈雨の中でも有名なものは、小野仁海（天曆九年〔九五五〕）と永承元年

（二〇四六）による修法です。仁海は、真言宗小野派の祖で、山科小野の随心院を創設。この寺は、小野小町ゆかりの寺と伝えられています。

仁海は、寛仁二年（二〇一八）に神泉苑で祈雨法を修して、靈験をあらわしたことにより権律師に任じられました。このとき、仁海は六三歳。爾来九一歳で遷化するまで、生涯に八回、祈雨法を修し、いづれも験があつたので、雨僧正と称されました。

小野宮右大臣藤原実資（天徳元年〔九五七〕）と永承元年（二〇四六）の日記は、後世省略して『小右記』と呼ばれています。その寛仁二年（二〇一八）六月八日の条に、仁海の祈雨についての記事があります（訓点と送りがない追加）。

神泉御修法間甘雨快降、弘法大師遺法、験徳掲焉。阿闍梨仁海真言勝輩、今初修秘法、令降甘雨。尤可二帰依。人々云、仁海靈験、甚以掲焉也。早可被任僧綱云々。

藤原実資『小右記』寛仁二年六月八日条
（東京大学史料編纂所編『大日本古記録・小右記』五、岩波書店、一九六九）

（書き下し文）

神泉の御修法の間、甘雨快降するは、弘法大師の遺法にして、験徳は掲焉なり。阿闍梨仁海は真言の勝輩にして、今初めて秘法を修め、甘雨を降らしむ。尤も帰依すべきなり。人々云く、仁海の靈験は、甚だ以て掲焉なり。早僧綱に任ぜらるべきと云々。

掲焉は、いちじるしく目立つさま。勝輩は、すぐれた人物。僧綱は、僧尼を監督する職の総称。

(現代語訳)

神泉苑で修法をおこなうと、恵みの雨が快く降るとい
うのは、弘法大師が残されたありがたい方法で、際だつ
た靈験がある。阿闍梨仁海は真言宗のすぐれた人物で、
今度初めて秘法を修めて、恵みの雨を降らせた。ありが
たく帰依すべき人物である。人々は「仁海の靈験は、き
わめてあらたかであるので、はやく、高い位につけるべ
きだ」といつている。

日記の主の藤原実資をはじめとして、当時の人々が、仁海の法
力に強い衝撃をうけたことがうかがえる記事です。「早 僧綱に
任ぜらるべき」の言葉通り、仁海は、早速、権律師として僧綱に
列することになりました。

それにしても、テレビジョンの天気予報で、天気図を示しなが
らの解説に慣れたわれわれには、祈雨の法力をにわかに信ずるこ
とはできません。しかし、当時は天気図などあるはずもなく、祈
雨の法力を信ずるのが、当時としては合理的だったのでしょうか。
祈雨の法力を今風に合理的に解釈するならば、経験的に雨の来る気
配を察知する能力にすぐれていて、頃合いをはかつて祈雨の修法
をおこなったのかもしれない。

■ 竜をみて人事不省になった男を蘇生させた話

『祈雨日記』(永久五年(一一一七)頃成立)は、淳和天皇(在位
八二三〜八三三)から鳥羽天皇(在位一一〇七〜一一二三)の間
の祈雨を記録した書ですが、その中の後朱雀天皇の長久五年(一
〇四四)の条に、小野僧正仁海の祈雨の際におこつた事件が記さ
れています(ただし『扶桑略記』などの史書には長久四年(一一
四三)の祈雨の記事がありますが、長久五年(一一〇四四)のもの
は記載がありません)。

小野僧正請雨經法。金色龍出、神泉昇天。見者悶絶。
典薬頭忠明加三療治。蘇生相三語始末。江帥記
云々。

『祈雨日記』永久五年(一一一七)頃成立。(統群書類従完成会編
『統群書類従25下(釈家部十)』改訂三版、平文社、一九七九)

(書き下し文)

小野僧正の請雨經の法。金色の龍出でて、神泉に昇天
す。見る者悶絶す。典薬頭 忠明、療治を加ふ。蘇生し
て、始末を相語る(江帥記に云々)。

『江帥記』は、『江記』ともいい、大江匡房(長久二年(一一〇
四一)〜天永二年(一一一一)の日記。現物は残っていないが、
多くの書物に引用されています。ただし、生年から考えて、長久
五年(一一〇四四)の記載があるわけではないので、多分、後年に伝
聞を記したものでしょう。

(現代語訳)

仁海が請雨経しんうききょうの法を修したところ、金色の龍が神泉苑から昇天した。そのとき、見物していたものが人事不省に陥おとろった。典薬頭てんやくのかみの忠明が治療を加えたところ蘇生し、顛末を語った（江帥記えいすいきに載っている）。

この短い記事に記された事件は、『忠明治ただあきりつ二値にぢ竜者りゆうしや一語いちご第十一』という『今昔物語』の一話になっています。『今昔物語』巻二四第一一（馬淵和夫、国東文麿、稲垣泰一校注・訳『今昔物語』、新編日本古典全集35、小学館、一九九九）から、粗筋を載せておきましょう。

忠明ただあきが竜に出会った者を治療した話（第一一話）

後朱雀天皇の御代、八省院を警備していた武士たち（滝口たきぐち）が、退屈したので涼みがてら酒を飲もうという話になって、武士の一人が従者に酒肴を買いにやらせた。従者は松明たいまつをもって出かけたが、待つうちに突然夕立が降り出した。雨が止んで空が晴れたが、従者がいつまでたつても戻ってこないで、武士たちはあきらめて詰所つめしょに戻った。従者を使い遣った武士はやきもきしたけれども、その夜は、従者はずいに戻ってこなかった。翌朝家に戻ると、従者が人事不省で、死んだように寝ているばかり。医者いしやの忠明に事情を話すと、灰の中に埋めておくことよといふことなので、指示通りに埋めると、やつとこのことで生き返った。従者の話は、「美福門を出て、神泉苑の西側を通っていると、雷がとどろいて夕立がきた。にわかには神泉苑の中が暗くなって、暗がりから金色の手

が見えたところまでは憶えているがそのあとの記憶がない。」忠明に報告すると、「やつぱりそうか。竜を見て人事不省になったものには、その治療法しかない。」といつてカラカラと笑った。ほかにもたくさん病人を治なおした例を伝え聞いているので、世人は「忠明は名医だ」と褒めそやした。

『今昔物語』のこの話では、仁海の神泉苑での祈雨については触れられていませんが、暗がりに見えた金色の手は、善如竜王ぜんにりゆうおうの手であることを暗示しています。『祈雨日記』の記事にある「金色の龍出でて、神泉に昇天す」という表現や、人事不省になった見物人を忠明が治療したという記事にも符合していることがわかります。この忠明は、『祈雨日記』の記事に典薬頭と記載されていることから、丹波忠明たんばのただあき（正暦元年（九九〇）〜？）のことと推定されます。

■ 和歌による祈雨。雨乞小町

小野小町（九世紀半ば。生没年不詳）が、天皇の命により、神泉苑での雨乞いの歌を詠んで、みごと大雨を降らせたという伝説があります。この伝説をもとにした『雨乞小町』という曲が能にあつたようですが、今は廃曲となっています。ただ、曲名の『雨乞小町』は、世に言う「七小町」（『草子洗小町』、『雨乞小町』、『関寺小町』、『卒塔婆小町』、『通小町』、『清水小町』、『鸚鵡小町』）の中に入っていて、浮世絵の題材として頻繁に取りあげられています。この伝説の由来を訪ねると、『小町集』に収録された次の

歌にたどり着きます。

日の照り侍りけるに、雨乞ひの和歌よむべき宣言ありて

ちはやぶる神も見まさば立ちさわぎ

天の戸川の樋口あけたまへ

『小町集』六九

『新編国歌大観』第三卷、角川書店（一九八五）

「宣言」とは天皇の命令の一種（略式の勅）。「天の戸川」と

は、天の川のこと。「樋口」とは水門。この歌が、神泉苑での雨乞い祈祷の話と結びつき、雨乞い小町の伝説となりました。

この和歌の詞書には、神泉苑の文字は含まれていませんが、想像をたくましくすれば、神泉苑で祈雨を修した雨僧正こと小野仁海に結びついたのではないのでしょうか。共通項は、山科小野郷。それからあらぬか、仁海が創設した山科小野の随心院には、小町伝説による遺跡がたくさん残っています。

第9回で紹介した与謝蕪村の俳句は、この伝説に基づいています。もう一度、引用しましょう。

雨乞の小町が果やをとし水 蕪村

『其雪影』高井几薫編、明和九年（一七七二年）（『天明俳諧集』

（山下一海他校注、新日本文学大系七三、岩波書店、一九九八）所載

「雨乞いをした小野小町の色香に呼応するように、青々とした田が広がっていたが、収穫の秋になって水を落とすと、やがてわびしい風景が広がり、零落した小町がしのばれる」とでも解釈しておきましょう。

本堂のそばに蕪村の句碑が建っています。こちらは、神泉苑を読み込んだ句。小町の雨乞いにかぎらず、真言僧による雨乞いをも想定しているようです。

雨のいのりのむかしをおもひて

明月や神仙苑の魚躍る 蕪村

『蕪村句集』天明四年（一七八四年）五四二

（『蕪村全句集』、藤田真一、清登典子編、おうふう、二〇〇〇）所載

神泉苑の祈雨と明月に「魚踊る」を結びつけると、どんな情景になるのでしょうか。すこし無理があるけれども、「雨を呼ぶ龍神が出てきたのにびっくりして魚がはねた」と考えておきましょう。「明月が神泉苑の水面に写っていて雨の降る様子もない。突然、魚がはねて明月の影を乱した。雨の祈りの昔をおもうに、龍神がお出ましになった気配におどろいたためだろう。波紋が消えぬうちに月は雲に隠れた。雨が降り出すのはもうすぐだ。」と解釈するのは、ちよつと理屈っぽいかな。あるいは、明月を消したくないのなら、後半を「波紋が消える」とその明月が写っている。秋には、雨を降らすまでもない。」として、「龍神も魚をおどろかせる程度でお茶を濁した」と解釈することもできますね。

ついでですから、蕪村に和してひねった、意味不明の句。ただし、いいわけをすれば、龍神が天に昇るとその抜け殻が残ったというのでしょうか。

古の菊花の宴うまし酒 艸蟲齋
雨乞の僧形美形蛇の殻 艸蟲齋

■ 琵琶による祈雨。神泉苑の雨乞いが失敗した話

日本文学電子図書館 <http://www.j-texts.com/>

時代が下って、院政時代になると、神泉苑での請雨経修法もだんだん効果があがらなくなってきたようです。効果があがらなかつた話はなかなか残らないのですが、ほかの方法の靈験を強調するために比較として語られることがあります。

『源平盛衰記』曾巻第十八「文覚高雄勧進 附 仙洞管絃事」の中に、藤原師長が、日吉神社で琵琶による祈雨をおこない、靈験があつたことにより、雨の大臣という異名で呼ばれるようになったことが載っています。その靈験を強調するために、神泉苑での請雨経修法によつて、雨が降らなかつたことが引き合いに出されています。日本文学電子図書館 (J-TEXTS) から、原文の該当箇所を引用しましょう (振りがな追加)。

御前の管絃の座には、妙音院太政大臣師長公琵琶役、此大臣は琵琶の上手にて、神慮にも相応し、無双の勝事多かりけり。欲界の天人も度々天降給へり。されば一年蒼天雲を払ひ赤日旬を涉て、天下旱魃あり。神泉苑にて請雨経の秘法を行れ、其外山々寺々の有験智徳に仰て、御祈祷有けるに、無其験、畿内遠国忽損じ、人民百姓歎悲けるに、此師長公宣言を蒙、日吉社大宮の神前にて琵琶を調べ、さまざま秘曲を弾じ給ひけるにこそ、陰雲速に起て甚雨頻に降れ。凶知ぬ靈神曲を感と云事を、さてこそ異名には、雨の大臣とは申けれ。

『源平盛衰記』内閣文庫蔵慶長古活字本 (国民文庫) 卷第十八

(現代語訳)

後白河法皇の御前の管絃の座には、妙音院太政大臣藤原師長公が琵琶の奏者として座っていた。この大臣は琵琶の名手で、妙音菩薩もめめるほど、並びない立派な演奏が多かつた。欲界の天人もたびたびその演奏を聴きに降りていらつしやつた。どの程度にすばらしいかというところ、ある年、雲一つない青空が続き、かんかん照りが何十日も続いて、ついに旱魃となつたことがあつた。神泉苑で請雨経が修法されたほか、いろいろな寺の法力のある僧に命じて祈祷をおこなつたが、その験はなく、畿内も遠国もことごとく損害を受け、人民百姓は悲嘆にくれた。そのとき、師長公は、勅命をいただいて、日吉神社大宮の神前で、琵琶を奏し、さまざまな秘曲を弾いた。すぐさま黒雲がおこつて、激しい雨がしきりに降つた。途方もない靈が、神曲に感じたためであろうと噂がたち、雨の大臣という異名で呼ばれるようになった。

この挿話でおもしろいのは、師長が祈雨をおこなつた場所。日吉神社は、比叡山延暦寺の鎮守で、天台宗のお膝元です。神泉苑での請雨経修法は、真言僧の独占みたいになっていましたので、それに対抗するために天台宗お膝元の日吉神社を持ち出したと考えるのは、うがちすぎでしょうか。

■ 箏・琵琶の名手藤原師長についての付けたり

雨の大臣こと、藤原師長（保延四年（一一三八）～建久三年（一二九二））は、藤原頼長（保安元年（一一二〇）～保元元年（一一五六））の次男。『源平盛衰記』の挿話でもうかがえるように箏や琵琶の名手として有名です。頼長が保元の乱（保元元年（一一五六））を起こして敗死したときに連座して、土佐国に配流されました。長寛二年（一一六四）に許されたのちは、後白河法皇に近臣として仕えて太政大臣まで昇進しましたが、平清盛に追い落とされて、尾張国に流されました（名古屋に残る地名「妙音通」は、この配流の名残で、藤原師長の法名「妙音院」に因むもの。地下鉄名城線には妙音通駅があり、近くに師長橋もあります）。平家没落後、許されて京都に戻り出家したのち逝去。生涯に二度も配流されるのは、きわめて異例のこと。その生涯には、時代背景が色濃く反映されています。ちなみに、没年の建久三年（一一九二）は、後白河法皇の没年でもあり、源頼朝の征夷大將軍就任（鎌倉時代の始まり）の年でもあります。

神泉苑には関係ないので本題からはずれてしまいましたが、箏や琵琶の名手としての藤原師長についてのエピソード。土佐配流の際に、箏の弟子であった従者源惟盛に秘曲「蒼海波」を伝授したいきさつが、『千載和歌集』に載った歌の詞書に記されています。

源惟盛としごろ侍物にて、箏のことなどをしへ侍けるを、
土佐国にまかりける時、かはじりまで送りにもうでき
たりけるに、蒼海波の秘曲のことちたつることをしへ

侍て、そのよしの譜かきて給ふとて、奥に書付て侍け
る 入道前太政大臣

をしへをく形見をふかく忍ばなむ

身は青海の波にながれぬ

『千載和歌集』巻第七・離別歌・四九四

和歌の大意は「形見として秘曲蒼海波を教えておくので、深くしのでほしい。我が身は、その曲の題のごとく、青い海の波にながされて、土佐におちてゆく。」作者の入道前太政大臣は、藤原師長のこと。『保元物語』にも、この場面をもとにした話が載っています。

さらには、箏・琵琶の名手藤原師長は、能『玄象』（観世流。ほかの流派では『絃上』）にも出てまいります。師長は琵琶の腕を磨こうと中国に渡ることを望み、途中須磨の浦に辿りつきます。『玄象』の冒頭を引用しましょう。

玄象

八重の汐路を行く船乃。八重の汐路を行く船の唐土ハ
何處なるらん。抑もこれハ太政大臣 師長とハ我が事ナ
リ。さてもこの君天下に隠れなき琵琶の御上手にて御座
候が。入唐の御望みましますにより、この度思し召し立
ち道すがら名所の月をも御覧せん為に、只今津の國須磨
の浦に御下向にて候。

『玄象』、観世左近『観世流謡曲百番集』檜書店、一九七六

須磨の浦で老夫婦の家に宿を借ることになりましたが、師長が琵琶の名手と知っている老夫婦は、ぜひとも一曲所望します。

されば一年雨の祈り乃御時、神泉苑にして琵琶の秘曲を遊ばされしかば龍神も賞めけるにや。さしもの晴天俄かに曇り、大雨降る事終日。それよりしてこの君を雨の大臣とハ申すとかや。かほどやごとなきこの君に一夜のお宿を参らせて秘曲をも聴聞申すならば例なき思ひ出。

『玄象』、観世左近『観世流謡曲百番集』 檜書店、一九七六

詞章では、「雨の大臣」となっていましたので、「おとど」ではなく「だいじん」と振りがなをつけておきました。「聴聞」などの振りがなも「ちやうもん」や「ちようもん」でなくそのままにしてあります。

(現代語訳)

さて、ある年雨乞いの祈りがあつたとき、神泉苑で琵琶の秘曲を演奏されると、龍神も心をごうごかされたのでしよう、頑なまでの晴天がにわか曇って、大雨が終日降つたと伝え聞いております。それから、この方を雨の大臣とお呼びするようになったとか。このようなすぐれた方がお泊まりになったのを機会に、秘曲を聴聞することができるなら、これまでにない思い出になります。

師長が雨の大臣と呼ばれる由来になった、琵琶による祈雨の場所が、ここでは、日吉神社ではなく神泉苑に化けています。「祈

雨といえは神泉苑」という惹句が、能『玄象』が作られた時代には、もはや動かしがたいものになっていたのでしょね。

ここからは、能『玄象』の粗筋。

師長が琵琶を弾じると、雨の大臣の名に恥じず、村雨が降り出します。ところが古い家屋のこと、板庇にあたる雨音が、琵琶の演奏を乱します。師長が演奏を止めると、老夫婦は、苦を板屋に葺いて、雨音を奏でる調子が琵琶に合うように整えます。ここで、師長は老夫婦がただ者ではないことに気づき、二人に演奏を所望します。翁は琵琶、媼は琴の演奏を始めると、見事なもの。師長は、日本にこのような奥義を極めた人物がいるのに中国まで行く必要はないと入唐を思いとどまります。老夫婦は、琵琶の名器「玄象」の持ち主の村上天皇と梨壺の女の御の夫婦の霊で、師長の入唐をとどめるためにあらわれたと言つて、かき消すように消えてしまいました。再び村上天皇の霊があらわれ、昔中国から招来した琵琶の名器玄象・青山・獅子丸のうち、途中で海に沈んだ獅子丸を龍神に命じて持参させて、師長に授けます。師長は拝受した獅子丸を弾き、龍神は管弦の役。村上天皇の霊は玄象を共に演奏します。最後には、村上天皇の霊は、龍神の引く飛行の車に乗つて天上へ、師長は琵琶を抱えて飛馬に乗り都に帰つてゆきました。

■ 舞による祈雨

「祈雨といえは神泉苑」という菫句（キャッチフレーズ）は、とめどもなく広まってゆきます。今度は、神泉苑で舞をまつて雨乞いをするという『義経記』（室町初期成立）に載っている話です。この話には、源義経と静御前がでてきます。

『義経記』巻第六「静鎌倉へ下る事」では、静は、すでに義経とわかれ、鎌倉方に捕らえられています。鎌倉へ着いて、源頼朝の御前で、源義経と関係について尋問を受ける場面です。静にかわつて、母の磯禪師が、静が神泉苑で祈雨のために舞ったときに、源義経が見初めたいきさつを説明します。

静鎌倉へ下る事

（前略）禪師申しけるは、「静十五の年までは、多くの人仰せられしかども、靡く心も候はざりしかども、院の御幸に召し具せられ参られて、神泉苑の池にて雨の祈りの舞の時、判官殿に見え初められ参らせて、堀川の御所へ召され参らせしかば、唯仮初の御遊の為と思ひ候ひしに、わりなき御志にて、人々数多渡らせ給ひしかども、所々の御住居にてこそ渡らせ給ひしに、堀川殿に取り置かれ参らせしかば、清和天皇の御末、鎌倉殿の御弟にて渡らせ給へば、是こそ身に取ては、面目と思ひしに、今斯かるべしと、予ては夢にも争か知り候ふべき」と申しければ、人々は是を聞きて、「勸学院の雀は蒙求を囀る」といしう申したるものかな」とぞ譏められける。

（後略）

『義経記』（国民文庫、明治四四年）巻第六

日本文学電子図書館 <http://www.j-texts.com/>

（現代語訳）

母の磯禪師がかわつて申しあげたのは、「静は十五の年までは、多くの人に言いよられました、なびく気持ちはありませんでした。後白河院の行幸のお供をして、神泉苑で雨の祈りを舞ったときに、判官殿（源義経）に見初められて、堀川の御所へ召されたので参りました。単にかりそめの気まぐれのためだと思つておりましたが、真剣なお気持ちでした。たくさんの女人を方々に住まわせて通つておられたのに、堀川殿にとどめおかれませんでしたので、清和天皇のご子孫で、鎌倉殿（源頼朝）の弟殿でございますから、これこそ光栄なこととおもつておりましたのに、今、このようにおとがめを受けようとは夢にも思いませんでした」と説明しました。この説明を聞いた人々は、「勸学院の雀は蒙求を囀る」とはまったくよくいったものだ」とほめました。

ここで、閑話休題。勸学院云々のことわざが、この箇所に出てくるのがよくわからない。母の磯禪師が、「勸学院の雀」に擬されているとすると、「清和天皇の子孫云々が、源氏の側ではいっても言われていて、聞き慣れたこと」と解釈できます。このやや強引な解釈をもとにすると、「蒙求」が「源氏の系譜」ということになり、ことわざが蒙求を初学者むきと小馬鹿にしているニュアンスなので、磯禪師を初学者として小馬鹿にしているとみせかけ

て、結局源氏の系譜を小馬鹿にしているという感じになります。どうも、『義経記』の作者は、判官墨原のあまり、鎌倉方おとしめようという態度に知らず知らずになつていっているようです。さらにいえば、判官墨原を装つて、京の公家風をよしとし、鎌倉方を田舎者と蔑視する視線が根底にありますね。

上記文中の「神泉苑の池にて雨の祈りの舞」の靈験については、『義経記』の別のところに出てきます。『義経記』巻第六「静若宮八幡宮へ参詣の事」で、静が出産後（『吾妻鏡』では、出産前）に若宮八幡宮（鶴岡八幡神社）にて舞うことになりました。見物を洩る源頼朝に対して、梶原景時が、静の舞をほめて、ぜひとも見物するようにすすめるところ。敵役の景時が、このときはうつつかわつて、静の神泉苑での祈雨の舞が靈験あらたかであったことをほめそやします。

静若宮八幡宮へ参詣の事

（前略）梶原申しけるは、「一年百日の早の候ひけるに、賀茂河、桂川、皆瀬切れて流れず、筒井の水も絶えて、国土の悩みにて候ひけるに、次第久しき例文、「比叡の山、三井寺、東大寺、興福寺などの有験の高僧貴僧も知見納受垂れ給ふべし」と申しければ、百人の高僧貴僧仁王経を講ぜられしかども、其の験も無かりけり。又或る人申しけるは、「容顔美麗なる白拍子を百人召して、院御幸なりて、神泉苑の池にて舞はせられれば、龍神納受し給はん」と言へば、さらばとて御幸有りて、百

人の白拍子を召して舞はせられしに、九十九人舞ひたりしに、其の験も無かりけり。「静一人舞ひたりとて、龍神知見あるべきか。而も内侍所に召されて、禄重き者に候ふに」と申したりけれども、「とても人数なれば、唯舞はせよ」と仰せ下されければ、静が舞ひたりけるに、しんむじやうの曲と言ふ白拍子を半らばかり舞ひたりしに、みこしの岳、愛宕山の方より黒雲俄に出て来て、洛中にかかると見えければ、八大龍王鳴り渡りて、稻妻ひかめきしに、諸人目を驚かし、三日の洪水を出だし、国土安穩なりしかば、さてこそ静が舞に知見有りけるとて、「日本」と宣言を賜はりけると承りし」と申しければ、鎌倉殿是を聞召して、さては一番見たしとぞ仰せられける。（後略）

『義経記』（国民文庫、明治四四年）巻第六

日本文学電子図書館 <http://www.j-texts.com/>

（現代語訳）

梶原がもうしあげたのは、「ある年、百日も早が続いたことがあり、賀茂河、桂川なども、皆、瀬が途切れて流れがなくなり、井戸水もかれ、国土が荒れてしまいました。このとき、古くからの事例の書いてある文書によつて、「比叡山、三井寺、東大寺、興福寺などの靈験あらたかな高僧や貴い身分の僧を百人集めて、神泉苑の池で、仁王経を講じたてまつれば、八大龍王も、その修法のさまをご覧になつてお受け入れなさるであらう」

と申し上げ、その通りに仁王経を修法しましたが、靈験はありませんでした。また、ある人は、「容姿の美しい白拍子を百人召し、後白河院が行幸なきて、神泉苑の池で舞わせたなら、龍神も、お受け入れなさるだろう」と言うので、それならと、実際に百人の白拍子を集めて、舞をまわさせましたが、九十九人まで、まったく靈験がありませんでした。(母の磯禪師が)「静一人が舞ったとしても、それを見て龍神がお聞きいれなさるはずもございません。しかも、内侍所に召されてご褒美の品をたくさん頂いているのに、(靈験がないと面目がたちません)」と申しあげました。「といつても、人数にはいっているのだから、とにかく舞わせてみなさい」とご命令が下されたので、静がしんむじやう(新無常)の曲という白拍子を舞いました。半ばまで舞ったときに、はるか向こうに見える山、愛宕山の方から黒雲が突然にあらわれて、洛中にかかるとみえたときに、八大龍王が鳴り渡って、稲妻が光り、皆をおどろかせました。三日のあいだ洪水となり、国土が潤ったので、さすがは静の舞には靈験があるといつて、「日本一」という宣言を頂いたと聞いております」と説明いたしますと、鎌倉殿(源頼朝)はこれをお聞きになつて、「それでは、一番だけども見物してみよう」とおっしゃいました。

空海は、請雨経を修して善如竜王を請じたたと伝えられています。百人の高僧・貴僧が修したのは仁王経で、請じたのは八大竜

王。八大竜王は、法華経に登場する八種の竜王で、難陀、跋難陀、娑伽羅、和修吉、徳叉迦、阿那婆達多、摩耶斯、優鉢羅。善如竜王は、娑伽羅竜王(大海竜王)の第三王女で、法華経に登場します。百人集めても、験はなかったというのは脚色しすぎの気もしますが。「みこしの岳」は、固有名詞とすると該当なしとなつてしまいます。ここでは、「見越しの岳」として、愛宕山を形容することはと解釈しました。磯禪師のことばは、「これまでに舞われた九十九人の舞人は、内侍所に召されてご褒美の品をたくさん頂いている方々で、静ごときとは比べものになりません」と解釈することもできますが、うしろの段で、静も内侍所に召されて舞っているという記載がありますので、上記の解釈にしておきました。

■ 神泉苑狂言

神泉苑狂言は、壬生狂言の流れをひく無言劇で、毎年神泉苑祭(五月一日〜四日)に、苑内の狂言堂で奉納されています。出し物は、ほとんど壬生狂言と同じです。その中に、能の『殺生石』から題材をとった『玉藻の前』があります。鳥羽上皇に仕える女御玉藻の前(実は九尾の狐)が、鳥羽上皇を取り殺そうとするころに、陰陽師安部泰成が正体を見破つて対決するという筋で、奈落を使ったダイナミックな仕掛けがみものです。

神泉苑狂言の題目が数ある中で、ここで『玉藻の前』を取りあげたのは、岡本綺堂の伝奇小説『玉藻の前』に、祈雨のからみで、神泉苑での小町の雨乞いがでてくるからです。ただし、玉藻の前

が祈雨をおこなったのは、神泉苑ではなく、加茂の河原という設定になっています

玉藻が鳥羽上皇の女御になるまえ、藤原忠通に仕えていたときのこと。早魃がひどく、神社仏閣の雨乞いが少しも験がないときに、玉藻の前が雨乞いの祈雨をおこなうことを藤原忠通に申し出る場面。

小野小町は神泉苑で雨を祈った。自分に誠の心があらば神も仏もかならず納受させらるるに相違ないと彼女（玉藻の前）は言った。なるほどそんな道理もあろうと忠通も思った。この玉藻ならばむかしの小町に勝るとも劣るまい。彼女の誠心が天に通じて、果たして雨を呼ぶことができれば世の幸いで、万人の苦を救うことも出来るのである。

岡本綺堂『玉藻の前』（青空文庫より引用）

<http://www.aozora.gr.jp/>

もはや、雨乞小町の伝説が一人歩きをしています。雨乞小町では、小町は和歌で祈雨をおこなったのに、玉藻は巫女として雨乞いの祈雨をおこなうことになり、「この玉藻ならばむかしの小町に勝るとも劣るまい」という藤原忠通の判断は、よく考えてみると祈雨の手段がちがうので、根拠がありません。共通するのは、両者が美女であること。これに、静御前の白拍子舞による祈雨を加えると、祈雨の手段は「舞」で異なりますが、美女尽くしであることには変わりありません。『雨乞小町』（能）、『義経記』（軍記物語）、『玉藻の前』（伝奇小説）と、時代とジャンルは異なっ

ても、どうも男性の発想ですね。

■ 文芸に出てくる神泉苑

神泉苑での祈雨は、当時の意図はどうであれ、現在の感覚では絵空事のように感じられます。時代が下るにつれて、伝説化していったのはやむをえないことです。ここで、現実に立ち返って、神泉苑でおこなわれた文雅について、故きを温ねてみましょう。

■ 勅撰漢詩集『凌雲集』の中の神泉苑

平安時代初期に、嵯峨天皇の命による勅撰漢詩集『凌雲集』（弘仁五年（八一四））と『文華秀麗集』（弘仁九年（八一八））、さらには淳和天皇の命による『経国集』（天長四年（八二七））が編纂されました。これらの中に、上述の神泉苑での宴のときに作られた漢詩が数多く収録されています。埴保己一編『群書類従・第八輯』続群書類従完成会、平文社（一九三二）には、これらの勅撰漢詩集が収録されていますので、神泉苑で作られた詩を抜き出してみましよう。

たとえば、『凌雲集』の嵯峨天皇御製廿二首の中では、次の四首が神泉苑で吟詠されたものです。いずれも、「賦」と呼ばれる韻文の文体です。

神泉苑花宴ニテ賦ス落花篇一

(神泉苑の花宴にて落花の篇を賦す)

重陽節神泉苑ニテ宴フ群臣ニ勅ス空通風同一

(重陽節に神泉苑にて宴の群臣に賜ふに、空通風同を勅す)

九月九日於テ神泉苑ニ宴フ群臣各賦ス一物得ニ秋菊一

(九月九日神泉苑に於て宴の群臣各一物を賦すに秋菊を得)

重陽節神泉苑同ニ賜ス三秋大ニ有レ年一題中取レ韻

大韻成レ篇

(重陽節に神泉苑にて同く「三秋大に年有り」を賜ふ。

題中に韻を取り、大韻にて篇を成す)

花宴カエンの節は、陰曆二月におこなわれた花見の節句。重陽は、陰

曆九月九日。重陽節は、菊花の節と同じ。「賜」は、ここでは漢

詩の題や趣向を与えること。つまり、「勅マカス空通風同を勅す」とは

「各句の韻(最後の文字)を空通風同とすること」をお題として

群臣に出したわけです。「一物を賦すに、秋菊を得」とは、「詩に

詠み込むものを、秋菊と決めた」というほどの意味でしょうか。

次のは、題として「三秋大に年有り」(秋の三ヶ月は、大豊作で

あった)を決めるということ。後半は、筆者の読解力では手にあ

まりませんが、「その中で韻(韻)を踏み、大韻(大韻、五言のうち

第二字と第五字に韻を踏むこと)をもつて形を整えよ」という

ほどの意味か。実際の詩文では、「登ト高キニ望ムコト悠々」(高きに登

りて望むこと悠々)となっています。

そのほかにも、神泉苑の宴に侍った群臣の漢詩が入首しています。小野岑守の「秋柳」の詩と菅原清公の「秋山」の詩は、上記

の嵯峨天皇の「秋菊」の詩と同じ重陽の節(九月九日)に、題を割り当てて作ったものと推測されます。

神泉苑雨中眺ウチウツ應レ製一一首探初字一 藤原冬嗣

晚夏神泉苑同勅ニ深臨陰心一應レ製一一首 菅野眞道

晚夏神泉苑釣臺同勅ニ深臨陰心一應レ製一一首 賀豊豊年

雜言。於ニ神泉苑ニ侍レ讌賦ニ落花篇一應レ製一 小野岑守

夏日神泉苑釣臺應レ製一 小野岑守

九月九日侍ニ宴神泉苑ニ各賦ス一物得ニ秋柳一 小野岑守

應レ製一 菅原清公

九月九日侍ニ宴神泉苑ニ各賦ス一物得ニ秋山一 高丘第越

三月三日侍ニ宴神泉苑ニ應レ詔一 高丘第越

雜言。於ニ神泉苑ニ侍レ宴賦ニ落花篇一應レ製一 高丘第越

雨中眺ウチウツとは、雨の中で遠くを眺めること。割書の「探ト得ス

初字一(初字を探得す)とは、最初の句を苦勞の末探し当てたと

いうほどの意味。実際の初句は、「雨氣ニ三秋冷一」でなるほど

うまい。讌エンは、酒盛りのことで「宴」と同じ意味。釣臺チョウダイは、神泉

苑の釣殿を唐風にいつたもの。「應ス製ス」(製に應ず、あるいは製

に應スえまつる)は、天皇の命にこたえて詩を作るという意味。

これらの詩の本文を載せることは省略しますが、塙保己一編

『群書類従』は、大きな図書館にはおいてあるので、上記の題を

みてご興味が湧いたかたは、是非ともご覧ください。この中の

菅原清公の詩は、後ほど菅原道真の詩とともに紹介することにし

ます。

上記の引用だけでも、神泉苑での詩作には、少なくとも三つの

形式があることがわかります。ただし、形式の名称は、仮に付けたものです。

- 1 いわゆる「題詠」。一つの題を決めて、詩作するやりかた。嵯峨天皇御製、小野岑守作、高丘第越作の「落花の篇」など。韻の踏みかたなどの細部を決めておくこともあります。
- 2 「勅」は、題は自由ですが、各句の韻(最後の文字)を与えたりやかたです。たとえば、嵯峨天皇の御製のところの「空通風同」、菅野真道作や賀陽豊年作の「深臨陰心」などと与える方法です。
- 3 「一物賦」は、「秋菊」「秋柳」「秋山」などの類縁の題をあらかじめ考えておき、その場でそのうちのどれかを割り当てて(多分くじ引きで)詠むというやりかたです。

三つの勅撰漢詩文集を調べていて気づいたのは、そのほかに二つの形式があることです。

- 4 「和」は、すでに作った詩に和して、詩作をおこなう方法です。『文華秀麗集』に出てくる嵯峨天皇と仲雄王のやりとりをのちに紹介します。
- 5 「読み込み」は、詩の中に読み込む句を決めておいて、連作をするやりかたです。『経国集』に出てくる「秋可^{あわれ}哀^れ」(秋哀むべし)を読み込んだ連作をのちに紹介します。

■ 勅撰漢詩集『文華秀麗集』の中の神泉苑

第二の勅撰漢詩集『文華秀麗集』には、嵯峨天皇と仲雄王(生没年不詳)の漢詩のやり取りが載っています。まず、嵯峨天皇の詩。題は、「神泉の古松に代て哀を傷む歌」で、貞臣に擬した松になり代わって、来し方をしのびます。原文を『群書類従』から引用し(送りがなを追加)、自己流の書き下し文も載せておきます。

代^テ神泉古松^ニ傷^ム哀^ヲ歌一首。

御製

昔^リ從^リ凡^ニ木^ヲ殖^シ上^ニ林^ニ。過^シ却^シ風^ヲ霜^ヲ年^ヲ幾^深。
 帝^者愛^シ貞^ヲ賜^ヒ恩^ヲ顧^ヲ。水^亭忽^ニ構^ハ頻^ニ近^臨。
 本^ノ森^沈。今^ハ顛^顛頽^シ。長^條縮^ミ折^レ乏^ニ蒼^翠。
 不^ラ是^辭榮^好寂^寞。還^リ愁^ヒ稟^質抱^ク幽^情。

『文華秀麗集』仲雄王ら編、(弘仁九年(八一八))

塙保己一編『群書類従・第八輯』続群書類従完成会、平文社(一九三三)

(書き下し文)

神泉の古松に代て哀を傷む歌一首。

嵯峨天皇御製

昔^ハ凡^ニ木^ヲ上^ニ林^ニ殖^シより、
 風^霜を過^シ却^シ、年^ヲ幾^深し。
 帝^者、貞^ヲを愛^シ、恩^ヲ顧^ヲを賜^ヒり、

水亭忽に構て頻に近臨す。
 本の森は沈み、今は顛頼す。
 長條は縮み折れて、蒼翠を乏す。
 是築を辭し、寂寞を好むにあらず。
 還りて稟質を愁ひ、幽情を抱く。

次に列挙するのは理解するためのメモ。上林は天子の作った庭園の名前。「凡木」と「上林」の対比。「帝者愛貞」は、韻を踏む工夫をしたものでしょう。顛頼は憔悴と同義（これらの二字は、GTフォントを画像として貼り付けてあります）。「稟質」は「稟質」と同じで、生まれつきの性質。ついでに現代文に訳しておきます。

（現代語訳）

神泉の古松に代つて哀みを傷む歌、一首。

昔、この平凡な松の木を、立派な庭に植えていただいてから、風や霜をやり過ごして、だいぶ年月が経ちました。帝は、心の正しいことを愛され、引き立てていただき、池のそばに東屋を構えられて、しばしばお出でになりました。もとの森は元気がなく、今はすっかり衰えましました。長い枝は折れたり縮んだり、青々とした葉はなくなつてしました。いえいえ、これは進んで榮譽を辞退したり、寂寞を好んだりしているのではありません。それでも、これまでを省みて自分の能力のなさを嘆きつつ、憂鬱な気持ちになります。

定年をすぎて、現役時代を懐かしむ気持と次第に忘れ去られてゆくことの嘆き。自分の能力のなさに鬱々とするのは、どの時代でも同じと見えます。これを神泉苑の古い松に擬して詠うとは、なかなかロマンチックな雰囲気です。この詩が嵯峨天皇の作であることは、政争の平安時代初期から文治の時代へ移行させる意志をあらわしているといえるでしょう。

嵯峨天皇の詩に和して、仲雄王の詩です。今度は、友人の立場で、松に擬した老臣を励まします。同様に、原文を『群書類従』所載の『文華秀麗集』から引用し（送りがなを追加）、書き下し文も載せておきます。

奉和_レ下代_ニ神泉古松_ニ傷_レ哀_ヲ歌_上一首。

仲雄王

孤松_ハ盤_レ屈_{シテ}薜_ノ蘿_ノ枝_ヲ。貞_ノ節_ハ苦_ニ寒_{ニシテ}霜_ノ雪_ヲ知_ル。
 御_ノ樓_ノ琴_臺廻_ニ仙_ノ矚_ヲ。風_ハ入_リ颯_々添_フ清_ク曲_ヲ。
 森_ノ翠_{宜_ク}看_ル軒_ノ月_ノ陰_ヲ。還_テ羞_モ不_ク材_ニ近_シ天_ノ臨_ム。
 自然_{ナリ}色_ノ衰_レ無_ク他_ノ故_ヲ。不_ズ敢_テ幽_ニ懷_{スル}負_フ恩_ヲ顧_ル。

『文華秀麗集』仲雄王ら編（弘仁九年（八一八））
 稿保己一編『群書類従・第八輯』統群書類従完成会、平文社（二九三三）

（書き下し文）

神泉の古松に代て哀を傷む歌に和して奉る一首。

仲雄王

孤松は盤屈して薜蘿の枝。

貞節は苦寒にして霜雪を知る。

御樓と琴臺は仙囀を廻らし、

風入りて颯颯として清曲に添ふ。

森翠にして、宜く看るべし、軒の月の陰。

還て不材を羞づるも、天臨近し。

自然なり、色の衰ふこと、他の故無し。

敢へて幽懐するは、恩顧を負はず。

理解するためのメモを次にまとめます。盤屈は曲がりくねること。薜蘿は葛や蔦のこと。苦寒はひどい寒さ。霜雪は霜と雪。転じて、心が潔白で厳しいこと。仙囀は、仙人のように自由に見ることか。颯颯は、風がそよそよと吹くさま（これらの二字は、G Tフオントを画像として貼り付けてあります）。原文では颯は、颯（風のように留）にのようになっていますが、このように代用の字体にしました。不材は役にたたないこと。天臨は天子のお出ましのことか。幽懐は心中の深い思い。現代文への訳を次に示します。

（現代語訳）

神泉の古松に代って哀みを傷む歌に和して奉る一首。

一本だけ立っている松は曲がり曲がり、その枝には蔦葛。姿を正しく守ることは難しいが、心はまつすく。

御殿や建物は、仙人のお目に叶い、風はそよそよ、すがすがしい音曲を引き立てる。森は緑深く、月も軒に隠れることがあるのをご覧じろ。振り返って能力のないことを羞じて、天子のこられるのは間近。色が衰えるのは

自然なことで、ほかに理由は無い。あえて深く反省しすぎるのは、これまでの恩顧を無にすること。

持つべきものは友。老残の心境に理解と共感をもつてくれる友は何物にも代えがたい。愚痴を聞き流して、「まあ、くよくよしなさんな」というところでしょうか。

■ 勅撰漢詩集『経国集』の中の神泉苑

三番目の勅撰漢詩文集『経国集』巻一には、神泉苑での重陽節で、「秋可レ哀」（秋哀むべし）の題で詠った連作が載せられています。それぞれの詩は長いので、初句だけを引用して、「連作がどのように続くか」の感触だけでも紹介しましょう。

まず、「重陽節神泉苑 賦 秋可レ哀」（重陽節の神泉苑にて「秋哀むべし」を賦す）の題で、詩作当時は天皇であった嵯峨上皇の漢詩が載せられています。その初句は、「秋可レ哀 兮 哀 兮 三年序之早寒」（秋哀むべしとなむ、年序の早寒を哀む）とあります。「兮」は合いの手の黙字で、通常は訓読しません。ここでは「となむ」を入れて合いの手の感じを出しておきました。「年序の早寒」は、「例年どおりの寒さが早く来た」と解しておきます。

続いて、「重陽節神泉苑 賦 秋可レ哀 應レ製」（重陽節の神泉苑にて「秋哀むべし」を賦す。製に應ず）の題で、詩作当時は皇太子であった淳和天皇の漢詩が載せられています。「秋可レ哀 兮 哀 兮 秋景之短暉」（秋哀むべしとなむ、秋景の短暉を哀む）と初句を少しづつ変化させて、連作を続けます。「短暉」は日差しが短いこと。

同じ題を読み込んで、さらに連作が続いています。良岑安世（延暦四年〔七八五〕〜天長七年〔八三〇〕）、唐風に作者名を良安世として載っているの作。その初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二初月之微涼_一」（秋哀むべしとなむ、初月の微涼を哀む）です。「初月」は、新月、三日月のこと。「初月の微涼」は、三日月がかすかに涼しげであることの意味。涼は涼の異体字です。

次は、仲雄王（生没年不詳）の作。その初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二清商之初涼_一」（秋哀むべしとなむ、清商の初涼を哀む）です。清商は、澄んだ商（音階の一つ）の音。転じて、さわやかで涼しい秋風。「清商の初涼」は、初めて吹く秋風が涼しく感じられること。

菅原清公（宝亀元年〔七七〇〕〜承和九年〔八四二〕）、唐風で「菅清公」の詩の初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二三秋之爽節_一」（秋哀むべしとなむ、三秋の爽節を哀む）です。「三秋の爽節」は、秋のさわやかな季節の意。

続いて、和氣眞綱（延暦二年〔七八三〕〜承和一三年〔八四六〕）、唐風で和眞綱。和氣清麻呂の五男。兄広世、弟仲世とともに、空海の支援者として有名です。その詩の初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二歳時之如_レ流_一」（秋哀むべしとなむ、歳時の流るるがごときを哀む）です。「歳時の流るるがごとき」は、季節が流れるがごとく過ぎてゆくこと。

次は、中科善雄（生没年不詳、唐風で科善雄）の詩。その初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二秋氣之依々_一」（秋哀むべしとなむ、秋氣の依々たるを哀む）です。「秋氣の依々たる」は、秋の気配がかす

かで弱々しいこと。

和氣仲世（延暦三年〔七八四〕〜仁寿二年〔八五二〕）、唐風で和仲世。和氣清麻呂の六男）の詩の初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二光陰之不_レ駐_一」（秋哀むべしとなむ、光陰の駐まらざることを哀む）です。「光陰の駐まらざることを哀む」は年月がどんどん過ぎてゆく意。

最後は、滋野貞主（延暦四年〔七八五〕〜仁寿二年〔八五二〕）、唐風で滋貞主。その初句は、「秋可_レ哀_ム哀_ム二秋候之蕭然_一」（秋哀むべしとなむ、秋候の蕭然たることを哀む）です。「秋候の蕭然たること」とは、秋の気候が、もの寂しいさま。

このように、初句だけみても、少しずつ詩趣をずらしながら連作を楽しんだ様子がうかがえます。

■ 神泉苑での菅原清公と菅原道真

『凌雲集』に載っている菅原清公の四首の中にも、神泉苑で詠ったものがあることをすでに述べました。「九月九日の重陽節に、詠題を割り当てて詩を賦したときに、詠題「秋山」を得た」という添え書きのある漢詩です。『群書類従』所載の『凌雲集』から引用しましょう（送りがなを追加）。書き下し文も載せておきます。

九月九日侍_ニ宴_シ神泉苑_ニ各賦_ニ一物_ヲ得_ニ秋山_一

菅原清公

三山漂_レ眇_{トシテ}滄_{シテ}瀛_外。五嶽嵯_レ峨_{トシテ}赤_{シテ}縣_中。
防_レ霞_古松_千載_翠。待_レ風_花葉_九秋_紅。

落泉曝^シ布懸^ク飛^ヲ鶴。晴雨收^メ絲閉^ツ薄紅。
仁者樂^シ之何^レ所寄^ル。國家襟帶在^リ西東。

『凌雲集』小野岑守、菅原清公ら編、(弘仁五年(八二四))
稿保己一編『群書類従・第八輯』統群書類従完成会、平文社(一九三三)

(書き下し文)

九月九日宴^ウの神泉苑に侍^シ各^々一物を賦^フすに秋山を得^ウ。

菅原清公

三山漂渺として滄瀛の外。

五嶽嵯峨として赤縣の中。

霞むを防げば古松は千載の翠。

風を待てば花葉は九秋の紅。

落泉は布を曝し飛鶴を懸く。

晴雨は絲を収め薄紅を閉づ。

仁者は之を樂むに何に寄る所か。

國家の襟帶は、西東に在り。

「漂渺」は、縹渺、縹渺などと書き、遠くかすかではつきりみえないさま。「滄瀛」は、滄は青緑色のことだが、ここでは滄洲のこと、東方の海上にある仙人のすむところ。瀛洲は、中国の伝説にある三神山の一つで、東海にあつて仙人が住んでいるところ。「嵯峨」は、山に高低があつて険しいさま。「赤縣」は、中国のこと。「五嶽」は、中国の五名山。泰山、華山、霍山、恒山、嵩山のこと。「九秋」は、秋の三ヶ月(九〇日)間。「花葉」は花

びらのこと。ただし、ここでは、花と葉と別々に分けて解釈します。「鶴」は、クグイ(大型の水鳥)または的。「鶴」は、『和漢三才図会』巻第四「水禽類」に、クグイのこととあるので、これを採ります。「閉」は閉と同じ。「襟帶」襟と帯、転じて山河によつて取り囲まれている要害の地。

観念的でわかりにくい詩なので、どんなことをいつているのかよくわからないのですが、無理矢理に現代語訳を試みました。

(現代語訳)

三山は、遠くかすか。仙人の住むという滄洲や瀛洲の外にある。五岳は、高く低く険しいが、中国の中にある。霞が消えれば、古い松は、千年もかわらない緑色。風に舞う花や葉は、秋が深まれば紅色。落ちる滝は、絹を晒しているようにみえ、水鳥がよぎつて飛んでゆく。晴れたり雨になつたり、糸のように細かい雨が収まつたら、はての景色は薄紅になつて消えてゆく。徳ある人は、楽しむのに、いづれを選ぶのだろう。國家の要害は西にも東にもあるように、秋山の景色はどこも美しい。

菅原清公の孫の菅原道真にも、神泉苑で作つた漢詩があります。この漢詩は、宇多天皇の寛平七年(八九五)におこなわれた曲水の宴のときに詠まれたものです(川口久雄『菅家文章・菅家後集』岩波書店(一九六六)補注三八三による)。「日本紀略」寛平七年(八九五)三月三日の条に、次のような記載があります。

三月三日庚申。天皇幸^ス神泉苑。臨^ス覽池水。令^ス鷓鴣^ヲ啾^セ遊魚^ヲ觀^ル騎射走馬。

『日本紀略』前篇二〇、『新訂増補国史大系』第一〇巻
黒板勝美、国史大系編集会、吉川弘文館（一九七八）

（書き下し文）

三月三日庚申。天皇神泉苑に幸す。池水を臨覽す。鷗カウをカウして、遊漁を喫せしむ。騎射走馬を觀る。

「鷗カウ」とは、鷗のように水に潜つて魚をとる水鳥。

「宇多天皇が神泉苑に行幸され、池水をご覧になつて、鷗飼を樂しみ、騎射走馬（のちの流鏑馬のことか）を觀覽された」との記事です。この記事自体には、漢詩を作らせたという記載はありませんが、『拾芥抄』の宮中行事を集めた中に、「三月三日は御節供で曲水の宴をおこない、内蔵寮から酒肴が供される」などの記載があります。この曲水の宴の際に漢詩や和歌が詠われる慣例になつていたようです。

当日詠まれた菅原道真作の漢詩を引用しましょう（白文に訓点と送りがないを施したもの）。訓読は、語調をやや硬めにしました。

神泉苑三日宴、同賦煙花曲水紅、應製。

菅原道真

水上煙花表裏紅、
流盃欲把醉顏同、
動枝動浪皆應惜、
所以慙慙恐暮風。

菅原道真『菅家文章』三八三（『菅家文章 菅家後草』
〔川口久夫校注、日本古典文学大系七二、岩波書店、一九六六〕所載）

（書き下し文）

神泉苑の三日の宴にて同じく煙花に曲水紅なりといふことを賦すに、製に應ず

菅原道真

水上の煙花、表と裏と紅なり。
流盃を把らんと欲すれば、醉顏も同じ。
枝を動し浪を動すこと、皆應に惜むべし。
所以に慙慙に暮風を恐るるなり。

（現代語訳）

曲水のほとりの花は、霞にけむつて、表も裏も紅色。流れてくる盃をとろうとすると、水に映る醉顏も同じように紅。風が枝を動せば花が落ち、浪を立てれば盃が沈むのは、まったくもつて残念だ。だから、心底、夕方に吹く風を恐れている。

同じ神泉苑を詠んでも、菅原清公と菅原道真とでは、時代を隔てていますので、発想が異なることがわかります。菅原清公の時代には、天皇の御前であるという意識が常にあり、詠題が「秋山」であるのに、「國家の襟帯は、西東に在り」と結んでいます。ここで天下國家を論じるのは場違いのような感じがしますが、當時は、「文章経國のために最新流行の漢詩を詠むぞ」というような風潮だったのでしょう。平たくいえば、肩に無用の力がいっ

た感じ。一方、菅原道真では、もはや同じ神泉苑の行事を詠うにも、肩の力を抜いて、個人的な感慨を述べることに終始していません。漢詩文を操る力が成熟して一般化してきた時代の背景があります。

■ 神泉苑での空海

空海も神泉苑に招かれて、漢詩を作っています。空海の漢詩文は、『性霊集』にまとめられていますので、その中から、神泉苑を詠じた漢詩を引用しましょう（白文に訓点と送りがなを施したもの）。訓読は、語調をやや硬めにしました。

秋日観神泉苑

七言

空海

イコ _二 丁 _一 神泉 _二 観 _レ 物候 _一	心 _二 神 _一 悦 _レ 惚 _レ 不 _レ 能 _レ 帰 _一
高臺 _一 神 _二 構 _一 非 _二 人 _一 力 _一	池 _二 鏡 _一 泓 _二 澄 _レ 含 _二 日 _一 暉 _一
鶴 _二 響 _一 聞 _レ 天 _二 馴 _レ 御苑 _一	鶺 _二 鴒 _一 且 _二 戢 _レ 幾 _レ 将 _二 飛 _一
游 _レ 魚 _一 戯 _レ 藻 _二 數 _一 吞 _レ 鉤 _一	鹿 _二 鳴 _一 深 _二 草 _一 露 _レ 霑 _レ 衣 _一
一 _二 翔 _一 一 _二 住 _レ 感 _レ 君 _一 徳 _一	秋 _二 月 _一 秋 _二 風 _一 空 _二 入 _レ 扉 _一
銜 _レ 草 _一 啄 _レ 梁 _二 何 _一 不 _レ 在 _一	踰 _二 々 _一 率 _二 舞 _レ 在 _二 玄 _一 機 _一

空海『性霊集』第一、二（『三教指帰 性霊集』（渡邊照宏校注、日本古典文学大系七二、岩波書店、一九六五）所載）

（書き下し文）
秋日神泉苑を觀る 七言

空海

神泉にイコ丁して物候を觀るに、
 心神悦惚として歸ること能はず。
 高臺の神構は、人力に非ずして、
 池鏡泓澄として日暉を含む。
 鶴響 天に聞えて御苑に馴れ、
 鶺鴒且く戢めて幾くか將に飛ばむとす。
 游魚藻に戯れ數は鉤を呑み、
 鹿深草に鳴いて露衣を霑す。
 一翔一住して君徳を感じ、
 秋月秋風は空しく扉に入る。
 草を銜み梁を啄むで何ぞ在らざる。
 踰々と率舞して玄機に在り。

理解のためのメモ。イコ丁はたたずむこと。物候は、風物と氣候のこと。「悦惚は恍惚と同じ。高臺は小高い築山のこと。神構は、神々しい建物。池鏡は、鏡のような池。泓澄は、深く澄んでいるさま。日暉は日の光。鶴響は鶴の声。鶺鴒はクグイの翼。戢めるとは羽を休めるの意。踰々は、走り回るさま。率舞は、率いて舞うこと。玄機は、天子の政。

（現代語訳）

神泉のほとりにたたずんで、風物をめでていると、うつとりして帰ることをわすれてしまふ。高台の建物は、と

でも人が作ったものとおもえず、鏡のような池は深く澄んで、日の光を呑み込むようだ。鶴の声が響きわたるのは、まるで御苑に住み慣れたよう。クグイは羽をしばらく休め、少ししてからまた飛び立とうとしている。魚が泳ぎまわってときどき釣り針を呑むように、ご命令を執りおこなえば、鹿が深い草むらで鳴いて露が衣を濡らすように、君主の恩がゆき渡る。飛んで来たり留まつたりするだけで、君主の徳を感じるのには、秋の月や秋の風が、自由に扉の内にはいるのと同じだ。草を食べ、粟をついばむことができれば、それ以上望むことがあるのか。いそがしく立ち働いて、君主の政に馳せ参じるだけだ。

空海の漢詩に和した滋野貞主（延暦四年〔七八五〕〜仁寿二年〔八五二〕、滋貞主は唐風の名前）の漢詩が、三番目の勅撰漢詩文集『経国集』に載っています。次に引用しましょう（訓点の一部と送りがなを追加）。滋野貞主は『経国集』の撰者の一人でもあります。

七言。和_{シテ}海和尚_ノ秋日_ニ觀_ル神泉苑_ノ之作_上一首。

滋貞主

閣 _ノ 梨 _下 自 _ニ 南 _山 幽、	勅 _許 令 _レ 看 _セ 上 _苑 秋。
廻 _路 蕭 _疎 柳 _楊 影。	遵 _行 直 _到 白 _沙 洲。
廻 _瞻 肅 _殺 無 _二 紛 _濁 、	眼 _沸 清 _泉 一 _細 流。
小 _嶺 登 _攀 頻 _見 鷺。	暗 _林 沸 _入 欲 _驚 鷓。

三_明濕_照龍_池閣、
二_道薰_迎秋_蕙樓。
法_侶相_隨嘉_樹下、
不_殊三_昔與_二大_比丘。

『経国集』 良岑安世ら編、卷一四（天長四年〔八二七〕）
堀保己一編『群書類従・第八輯』統群書類従完成会、平文社（二九三二）

（書き下し文）

七言 海和尚の「秋日神泉苑を觀る」の作に和して一首。

滋貞主

閣梨南山の幽より下り、
廻路は蕭疎として柳楊の影。
遵行して直に白沙の洲に到る。
廻り瞻れば肅殺して紛濁無く、
眼に清泉沸きて一細流となる。
小嶺に登攀すれば頻に鷺を見、
暗林に沸け入て鷓を驚すことを欲す。
三_明の濕は龍池閣を照し、
二_道の薰は秋蕙樓を迎ふ。
法侶嘉樹の下に相隨へば、
昔の「大比丘とともに」と殊らず。

理解のためのメモ。海和尚とは、空海のこと。遵行は従いゆくこと。閣梨は阿闍梨の略。高德の僧。蕭疎は、木の葉がまばらでさびしいさま。疎は疎の異体字。肅殺は、秋の冷気が草木を枯ら

すこと。紛濁は、乱れにござること。三明とは、悟りをえたあとに備わる知恵で、宿明知（過去を知る能力）、天眼知（未来を知る能力）、および漏尽知（現在を知り煩惱を取り去る能力）のこと。「二道」は判然としません、ここでは祖霊の道（輪廻が支配する通常の世界）と神々の道（永遠の神の世界）のこととしておきましよう。龍池閣と秋蕙樓は、神泉苑内の建物と推測されます。法侶は、複数の僧で、ここでは参会した空海以下の僧。最後の行の「昔」は、その位置から「與大比丘」を修飾していると判断されます。「與大比丘（衆）」の句は、『仏説無量寿経』に、「一時、住王舎城耆闍崛山中、與大比丘衆、万二千人俱」（二時、仏王舎城の耆闍崛山の中に住したまひ、大比丘衆、万二千人と俱なりき）として出てきます。天皇に従う空海以下の高僧を、仏に従った高僧になぞらえたものでしょう。

次に現代語に訳しておきましよう。

（現代語訳）

阿闍梨（空海）が高野山のかなたから下つたときに、天皇は特別に神泉苑の秋の宴をお見せになった。天皇が辿る路は、枯れ果てて木の葉がまばら、柳楊の影があるだけで、従つてゆくと、すぐに白砂の洲に至る。しかし、振り返ってみると、秋の冷気で枯れた草木は乱れや汚れがなくなっている。目にはいるのは、清らかな泉が湧いて、細い流れが一筋。小高い丘に登ると、しきりに鷲が飛んでいるのが見え、暗い林に分け入ると、鳩を驚かすことになる。三つの修行をおこなえばそのうるおい

は、龍池閣を照らし、二つの道を極めればその薫りは、秋蕙樓に満ちる。阿闍梨をはじめとする高僧が、めでたい樹木の下に相従えば、仏に従った昔のすぐれた出家となんら異なることはない。

■ 和漢朗詠集と神泉苑

平安時代中期に編纂された藤原公任編『和漢朗詠集』の中に、源順（延喜十一年（九一〇）〜永観元年（九八三））による「冬日、神泉苑に於いて、同じく葉下て風ふき、枝疎なりといふことを賦す」の詩序の一部が採録されています。

梧桐の影の中に一聲の雨空しく瀟々。
鷓鴣の背の上に數片の紅纒に残れり

藤原公任編『和漢朗詠集』三二〇

川口久夫『和漢朗詠集全訳』講談社学術文庫（一九八二）
梧桐は梧桐と楸。長庚は宵の明星のこと。鷓鴣は、キジ科の鳥。ウズラ大で、地味な色の背中に赤い斑点があるらしい。訳を、仮につけておきましよう。

（現代語訳）

おおぎりやひさぎの葉はあらかた落ちて、にわか雨が枯れ木に注ぐだけ。わずかに残るもみじ葉は、しゃこの背中の朽葉色

源順の詩序は、もともとは、藤原明衡編『本朝文粹』卷十（康平年間（一〇五八〜一〇六五）に成立）に採録されています。

鹿児島大学付属図書館コレクシヨン玉里文庫から影印（寛永六年刊、古活字大本）を入手することができまますので、訓点と送りがないを付して、次に翻刻しておきましょう。

冬日、於神泉苑同賦葉下風枝疎ナリトイフコトヲ

源順みなものしたごう

神泉苑者、禁苑之其一也。
 紅林地廣、吞楚夢於胷中。
 緑池水高、縮吳江於眼下。
 戸部省侍郎以下、偷取暇豫于其間。
 盖亦禁漁釣、不禁吟詠也。
 觀夫葉隨風下、枝逐日疎。
 梧楸影中、一聲之雨、空しく灑。
 鷓鴣背上、數片之紅、纔に残り。
 蕭々然、颯々然、誠足以感耳目者也。
 于時短晷已傾、長庚將出。
 以文會友、暫雖携風月之遊。
 退食自公、飽難玩林池之妙。
 恨來暮而去早、請乘輿以遺詞云爾。

藤原明衡編『本朝文粹』卷十、古活字大本、寛永六年（一六二九）刊
 影印、鹿児島大学付属図書館コレクシヨン玉里文庫
 (<http://ir.kagoshima-u.ac.jp/collection/handle/123456789/44792>)

（書き下し文）
 冬日、神泉苑に於て同じく葉下ちて風ふき枝疎なりとい

ふことを賦す

源順みなものしたごう

神泉苑は禁苑の其の一なり。
 紅林の地廣く、楚夢を胷中に吞む。
 緑池の水高く、吳江眼下に縮む。
 戸部省の侍郎以下、偷に暇を豫め其の間に取、
 盖亦、漁釣を禁じて、吟詠を禁ぜざるなり。
 夫れ、葉、風に随て下ち、枝、日を逐て疎となるを觀る。
 梧楸の影の中に、一聲の雨、空しく灑ぐ。
 鷓鴣の背の上に、數片の紅、纔に残れり。
 蕭々然颯々然として、誠に以て耳目を感じるに足るものなり。
 時に短き晷、已に傾き、長庚、將に出んとす。
 文を以て友と會して、暫し風月の遊に携ると雖ども、
 食を公より退け、飽きて林池の妙を玩ぶこと難し。
 來暮して去早するを恨むも、輿に乗ることを請ひ、以て
 詞を遺すと爾云ふ。

理解のためのメモ。以前にもでてきましたが、疎は疎の異体字。楚夢は、春秋戦国時代の楚の霸王項羽を念頭において、楚の国の天下統一の夢と解釈しておきます。胷中は胸の中。胷は胸の異体字。緑池は太湖を念頭において、神泉苑をそれになぞらえているのでしよう。吳江は吳の国を流れる川。吳の国が最下流域を占めることから、長江（揚子江）のことと解釈しておきます。

長江の中流域は楚の国であったため、長江を楚江ともいいますので、呉江も同じような使い方もしれません。侍郎は、次官のこと。漁釣は魚釣り。

現代語訳をつけておきましょう。

(現代語訳)

神泉苑のすばらしさは、禁苑のうちで一番。

もみじの林は奥まで広がり、楚の天下統一の夢を胸の中におさめている。

緑の池は満々と水をたたえ、呉の広大な山河を眼下に縮小したようだ。

戸部省の次官以下、あらかじめ暇をとって、

とくにいえば、魚釣りは御法度だが、詩を吟詠するのはおすすめ。

ほら見てごらん。葉は風に吹かれて落ち、枝は日を追うごとにまばらになる。

あおぎりやひさぎの葉はあらかた落ちて、にわか雨が枯れ木に注ぐだけ。

わずかに残るもみじ葉は、しゃこの背中の朽葉色。

ものがなくわびしげで、まことにもって耳にも目にも新鮮に感じる。

そのうちに、短い日がすでに傾いて、宵の明星がちょうど出ようとしている。

友と会って詩文を作りながら、しばらくのあいだ、自然を楽しむことができたが、

食事を目の前からさげると満足してしまつて、林や池のすばらしさをさらにめぐる元気もない。

夕暮れになつてすぐに退出するのは残念だが、輿に乗れるのを願うときがきたので、とくに言おう、この詞を遺したと。

源順 (延喜二一年(九二一)〜永観元年(九八三))は、嵯

峨源氏の一族(嵯峨天皇の四代あと)。奨学院で研鑽。学者で漢詩をよくし、歌人(三十六歌仙の一人)としても有名です。二十

代で、辞書『和名類聚抄』を編纂。天曆五年(九五二)に和歌所(梨壺)『万葉集』の訓点作業と後撰集の編纂の寄人。現在の時

点で考えると不思議なことですが、大学寮の紀伝道(文章道)では評価されなかつたらしく、天曆七年(九五三)にやつと文章生となつています。能登守として任地で没。歌人としては、『源順集』を残しています。そこから一首。

時雨かとおどろかれつつふる紅葉

あかき色をもくもるとぞ思ふ

『源順集』二九二

『新編国歌大観』第三卷、角川書店(一九八五)

詩序にある「一聲之雨」とこの和歌の「時雨」とは漢文脈と和文脈で表現は違いますが、同じことです。どちらも、「雨によって紅葉が流されて、わびしく感じられる」ということで、興趣が似ています。

『源順集』の中に、天曆五年(九五二)に創設された和歌所(梨壺)の寄人として選ばれたときに詠んだ歌が収録されています。

す。詞書から、他の寄人が官位をもっているのに対して、源順の肩書きは「学生」となっていて、実力があっても昇進が遅いことがわかります。すでにこの時代には、門閥主義が学問の世界にも浸透してきています。

天曆五年、宣旨ありて、やまとうたはえらぶところ、

なしつぼにおかせ給ふ。古万葉集よみときえらば

しめ給ふなり。めしおかれたるは、河内掾清原元輔、

近江掾紀時文、讃岐掾大中臣能宣、学生源順、御書

所預坂上茂樹らなり。蔵人左近少将藤原朝臣伊尹を、

其ところの別当にさだめさせたまふ。かみなづきの

へいはくにいはく、かみなづきかぎりやおもふもじち

はの、とあり、おのおのうたをたてまつるに 源順

神無月はては紅葉もいかなれや

時雨とともにふりに降るらん

『源順集』一一七

『新編国歌大観』第三卷、角川書店（一九八五）

この歌も、先ほどの詩序と共通の趣向であることがわかります。「残った紅葉が時雨によって、さらに散ってしまおう」というこの歌の情感と、上述の詩序の「鷓鴣の背の上に、數片の紅、纒に残れり」とは、よく相応しています。多分、源順のお気に入りモチーフだったのでしょう。

■ 徒然草の神泉苑

神泉苑は、『徒然草』にも出てきます。「宮中の真言院で正月に打った毬杖を神泉苑に運んで三本組み立てて焼き上げる行事を

三毬杖と呼ぶ」という由来話です。

徒然草 第一百八十段

さきちやうは、正月に打たる毬杖を、真言院より神泉苑

へ出して、焼あぐるなり。「法成就の池にこそ」とはや

すは、神泉苑の池をいふなり。

『方丈記徒然草』岩波古典文学大系 西尾實校注（一九五七）

正月に毬杖（ぎちよう、ぎつちよう）で毬を打ってその年の凶事を払う儀式があり、宮中の真言院でその儀式につかつた毬杖を神泉苑に運んで焼くと満願成就となるというような言い伝えがあつたのでしょうか。この推測が正しいとすると、「法成就の池にこそ」という囃子ことばは、「これで満願成就」とでもいう呪文ですね。

毬杖については、詳細な考証が、山東京伝『骨董集』上編後映下之巻前（文化一二年（二八二五））の筆頭項目として載っています。影印が奈良教育大学教育資料館のサイト（<http://www.nara-edu.ac.jp/NYOHTSU/other.htm>）から入手できます。毬杖の詳細な図解が載っていますので、見るだけでも楽しい書物です。

■ 五位 鷺

神泉苑には、『鷺』の語跡であることを示す駒札が、謡曲史跡保存会によって立てられています。五位鷺の名は、『源平盛衰記』に載っている、醍醐天皇の神泉苑への行幸に際しておこつた話に由来すると書いてあります。そこで、該当の箇所を、日本文学電子図書館（J-TEXTS）の『源平盛衰記』から引用しましょう。



『鶯』の謡跡の駒札

蔵人取鷺事くろうとどきをとること

延喜帝の御宇、神泉苑に行幸あり。池の汀に鶯の居たりけるを観覧有て、蔵人を召てあの鶯取て参せよと仰ければ、蔵人取らんとて近付寄ければ、鶯羽つくろひしに既に立んとしけるを、宣旨ぞ鷺まかりたつたと申ければ、飛去事なくして被_レ取て、御前へ参けり。観覧ありて仰けるは、勅に隨_ひ飛去ずして参る条神妙也とて、御宸筆にて鶯羽の上に、汝鳥類の王たるべしと遊ばして、札を付て放たれければ、宣旨蒙たる鳥也とて、人手をかくる事なし。其鳥備中国に飛至て死にけり。鶯森とて今にあり。

『源平盛衰記』内閣文庫蔵慶長古活字本(国民文庫)巻第十五

日本文学電子図書館(J-TEXTS)

<http://www.j-texts.com/seisui/gsznb.html>

(現代語訳)

蔵人が鷺を捕らえた話

延喜帝(醍醐天皇)の御代に神泉苑に行幸があった。池の汀に鶯がいるのをご覧になって、蔵人をお召しになって、「あの鶯を捕らえてこい」とおっしゃった。蔵人が捕らえようと近づくと、鶯は羽を繕ってすでに飛び立とうとしているので、「天皇のご命令だぞ。飛び立つな」と叫ぶと、飛び去ることなく召し捕らえられて、天皇の御前に連れてこられた。「天皇の命令に従って、飛び去らずに参上したのは、神妙なことだ」とおっしゃって、お手ずから鶯の羽のうえに「汝は鳥類の王であるぞよ」と書いた札を付けて放された。このため、「天皇の命を受けた鳥だ」として、世人は手を下すことはなかった。その鳥は備中の国まで飛んで死んだ。そこには鶯の森という地名が今に残っている。

『源平盛衰記』のこの件では、鶯に五位を与えた記載は直接にはありません。「あれれ」ということで、念のため『平家物語』(百二十句本)を調べてみました。第四十四句の「頼朝謀叛」の一部を、おなじ日本文学電子図書館(J-TEXTS)から。

今の世こそ王位もむげに軽けれ、昔は宣旨を向かひて読みければ、枯れたる草木も花咲き実なり、空飛ぶ鳥ま

でもしたがひ来たる。中ごろのことぞかし。延喜の帝神泉苑へ御幸なつて、池のみぎはに鷺のゐたりけるを、六位を召して、「あの鷺取つて参れ」と仰せければ、「いかでかこれを取るべきや」とは思ひけれども、論言なれば歩みむかふ。鷺は羽つくろひして立たんとす。「宣旨ぞ、まかり立つな」と言ひければ、鷺ひらみて飛びさらず。これをいだいて参りたり。帝叡覽あつて、「なんぢが宣旨にしたがひて参りたるこそ神妙なれ」とて、やがて五位にぞなされける。「今日よりのち、鷺の中の王たるべし」と札をあそばして、頸にかけてぞ放たせおほします。これまつたく鷺の御用にはあらず。ただ王威のほどを知らしめされんがためなり。

『平家物語』百二十句本(国会図書館本 第四四句)

日本文学電子図書館 (J-TEXTS)

<http://www.j-texts.com/heihe/120k/h120kall.html>

このように粗筋はほぼ同じですが、「帝叡覽あつて、汝が宣旨にしたがひて参りたること神妙なれとて、やがて五位にぞなされける」となつていて、鷺に五位を与えたことが記されています。ただし、仔細に見ると、蔵人とせず六位としているところが気になります。ちよつと無理はありますが、「鷺をよく召し捕つた」と、六位の蔵人を五位にし、鷺には「今日よりのち、鷺の中の王たるべし」という札を与えたとも取れますね。まあ、文中の「なんじ」は鷺のことでしょうから、この解釈はこじつけのようにも見えます。次に紹介する能『鷺』の作者はうまいもので、この

ところを、上手に辻褄を合わせています。

能『鷺』では、これら『源平盛衰記』や『平家物語』にある五位鷺の由来話をもとに、神泉苑での行幸の歴史を踏まえた話が展開されます。政治だけに明け暮れることなく、神泉苑で四季折々の遊びを捨てなかつたのは、歴代の天皇のご叡慮であると述べたのち、春夏秋冬の遊びが列挙されます。

まづ青陽の春になれば、所々乃花見の御幸、秋は時雨の紅葉狩、日数も積る雪見の行幸、寒暑時を違へざれば、御遊の折も時を得て、今は夏ぞと夕涼み。(中略)
神泉苑に着きにけり。

『鷺』、観世左近『観世流謡曲百番集』繪書店、一九七六

青陽は陽春のこと。『鷺』のこの件は、平安時代の神泉苑での遊興の有様が、さりげなく詠みこまれています。花見の御幸は、『日本後記』などの「春の花宴」の記事。秋の紅葉と時雨は、源順の詩序や和歌。冬の神泉苑の記事は見あたらないけれども、夏は七夕や相撲の記事。それぞれ、この回ですでに述べてきたことが、思っておこされます。

さらには、神泉苑に着いたあと、

鷺のゐる池の汀に松古りて、池の汀に松古りて、都にも似ぬ住居ハ自づから、げにめづらかに面白や。或ハ詩歌の舟を浮かめ。又ハ糸竹乃聲、文をなす曲水の手まづ遮る盃も浮かむなり。あら面白の池水や。あら面白

『鷺』、観世左近『観世流謡曲百番集』檜書店、一九七六年面だけを追ってゆくと、さらりと読み飛ばしそうですが、平安時代の漢詩文集をおさらいした今は、思い起こす風景が俄然変わってきます。「松古りて」の語句からは、古松を題材にした、嵯峨天皇と仲雄王の贈答を思い出しますね。「詩歌の舟」は、神泉苑を詠ったおびただしい数の漢詩、「糸竹」は、弦楽器（琴など）と管楽器（笛など）のことで神泉苑での管弦の遊び、「曲水」は菅原道真の詩が頭に浮かぶ仕掛けです。

藏人に鷺を捕らえさせた粗筋はほぼ同じですが、鷺がいったん飛び立っただけでも、「勅誼ぞや、勅誼ぞや」と呼ばわりかけたところ、戻ってきて羽を垂れてかしくまったと、さらに劇的な展開になっています。ここで、『鷺』の作者の辻褄を合わせ。

鷺の藏人召し出されて様々の御感乃餘り爵を賜び、共に
なざるゝ五位の鷺、さも嬉しげに立ち舞ふや。

『鷺』、観世左近『観世流謡曲百番集』檜書店、一九七六年。「共になざるゝ五位の鷺」とは、藏人も鷺も共に五位を賜ったこと。『鷺』の作者は、『平家物語』の曖昧なところを見事にクリアしています。

■ 神泉苑の御霊会

『山城名勝志』巻四の「神泉苑」の項では、さらに『三代実録』を引いて、「貞観五年（八六三）五月二〇日に神泉苑で御霊会が修められ、この日は、四方の門を開放して一般人の観覧を許し

た」という記事を載せています。これが、現在もつづく御霊会の始まりです。『三代実録』によれば、このときは、霊座を六つ設け、「所謂御霊者。崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人及觀察使、橘逸勢、文室宮田麻呂等是也。」と記しています。この六人は、いずれも政争で敗れた側で、怨霊として祟りをなすと恐れられた人々です。桓武天皇により自殺に追い込まれた早良親王（崇道天皇）、平城天皇のときに、謀反の疑いをかけられた伊予親王、藤原夫人は、政争に敗れて毒を仰いで自殺した薬子、觀察使は、薬子の变で処刑された藤原仲成、承和の変（承和九年（八四二）で流刑地に向かう途中で死去した橘逸勢、承和の変の余波で謀反の罪に問われた文室宮田麻呂。この中で、もつともわかりにくいのが、文室宮田麻呂で、筑前国司在任中に朝鮮（当時は新羅）との密貿易に関係していたのではないかといわれています。怨霊を恐れて御霊会で祀るのは、この六人が冤罪であることを、事件を仕組んだ勝者の側が暗に認めているということです。

神泉苑の御霊会で霊鎮めの対象となった六人のうち、文芸史上に名を残したのは、橘逸勢（延暦元年（七八二）？〜承和九年（八四二））で、能書家として有名です。同時代の空海と嵯峨天皇とともに、三筆（平安の三筆）として並び称されています。ただ、確実に真跡とされるものは残っていません。まあ、約一二〇〇年前のことですから、空海や嵯峨天皇のように真跡が残っているほうが不思議なくらいです。



御池京町家と「不思議な礎石」



■ 御子左

大宮通の一筋東は、黒門通。御池黒門の西北角に、二階建ての町家があり、「御池通御池京町家」として公開されています。その門口に、「不思議な礎石」（京都の歴史を知っている礎石）という石が据えてあります。駒札によると、明治時代に御池通の拡幅の際に掘り出された石で、御子左第の礎石ではないかといわれていますが、由来は不明。

『山城名跡巡行志』第一には、「御子左ノ第」の項があり、次のように説明されています。

御子左ノ第

三條坊門南大宮東。兼明親王第。百鍊抄貞元二年六月二十一日、以三左大臣源兼明親王、叙三品中務卿。號「御子左」。曰「小倉宮」。

『山城名跡巡行志』、僧淨慧、宝曆四年（二七五四年）

『新修京都叢書第十卷 山城名跡巡行志・京町鑑』光彩社、一九六八
 二行割書の冒頭には、「三條坊門（御池通）の南、大宮の東」とありますので、一町を占めていると仮定すれば、北が御池通、南が姉小路通、西が大宮通、東が猪熊通に囲まれた一角に御子左第があったということになります。『山城名跡巡行志』記載の御子左第の所在は、『拾芥抄』によっており、実際に影印（京都大学付属図書館蔵、重要文化財『拾芥抄』中巻、<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/>）を調べてみますと、次のように記されています（訓点付与）。

御子左ミコヒダリ三條坊門南大宮東。
 兼明親王家。長家卿傳「領之」

末尾に、藤原長家が伝領したことが記されています。なお、『山城名勝志』巻四の「御子左」の項も、『拾芥抄』のこの記載を引用しています。

『山城名跡巡行志』記載の二行割書の残り部分を書き下すと、『百鍊抄』の貞元二年（九七七）六月二一日の条を引いて、「左大臣源兼明親王を以て、二品中務卿に叙す。御子左と號す。小倉宮と曰ふ。」と記載されています。ただし、『山城名勝志』巻四の「御子左」の項と照合すると、どうも「為」と「任」の字を抜いているらしい。こちらの方が自然ですね。

百鍊抄云、貞元二年六月廿一日、以三左大臣源兼明、
 爲親王。叙三品、任中務卿。號御子左。

『山城名勝志』、大島武好、宝永二年（二七〇五）
 『改定史籍集覽』二二卷、近藤瓶城編、臨川書店、一九八四

新加通記類第一八

(書き下し文)

百鍊抄に云く、貞元二年六月廿一日、左大臣源兼明を以て親王と爲す。二品に叙し、中務卿に任ず。御子左と號す。

兼明親王(延喜一四年〔九一四〕〜永延元年〔九八七])は、醍醐天皇の第一六皇子。臣籍に降下して、源兼明を名乗り、天祿二年〔九七一〕より左大臣を務めました。皇子であったので御子左大臣とも呼ばれ、これが御子左の名前の由来です。ところが、『百鍊抄』の記事にある通り、貞元二年〔九七七〕に皇籍に復帰させられ、二品中務卿。この皇籍復帰は、藤原家の内紛の余波を受けたもので、源兼明から左大臣位を奪うための口実です。時の関白内大臣の藤原兼通が、一派の藤原頼忠を左大臣にするために、空位にしたのでした。

兼明親王は、藤原兼通のやり方に憤慨して、「兔裘賦并序」を作っています。よほど、腹に据えかねたのでしよう。齒に衣を着せない抗議は、痛快でおもしろい。今をときめく為政者に対してこれだけ毒づけるとは感心します。『本朝文粹』に収録されていますので、序の部分だけを影印から引用しましょう(この影印には、訓点、音合符、訓合符などがすでに付されていますが、少しだけ変更しました)。

兔裘賦并序

余龜山之下、聊卜幽居。欲三辭官休、身終二老於此。逮三草堂之漸成、爲二執政者二狂被二陷矣。君

前中書王明兼

昏臣諛無處于愬。命矣、天也。後代俗士、必罪レ吾ト不レ遂ニ其宿志。然魯隱欲營兔裘之地、而老、爲公子子暈被害。春秋之義、贊成其志、以爲賢君。後來君子、若有知吾者、無レ隱レ之焉。因擬賈生鵬鳥賦、作兔裘賦、以自廣。其詞曰、

藤原明衡編『本朝文粹』卷二、古活字大本、寛永六年(二六二九)刊
影印、鹿児島大学付属図書館コレクション 玉里文庫
(<http://ir.kagoshima-u.ac.jp/collection/handle/123456789/44792>)

(書き下し文)

兔裘の賦 并に序

余龜山の下に、聊か幽居を卜し、官を辭し身を休め老を此に於て終へんと欲す。草堂の漸く成るに逮びて、執政者の爲に、狂りて陥れらる。君は昏く臣は諛ひて、愬ふる處無し。命なるかな、天なるかな。後代の俗士、必ず吾を罪するに、其の宿志を遂げざるを以てせん。然れども魯の隱兔裘の地を營みて老いなんと欲して、公子暈の爲に害せらる。春秋の義、其の志を贊け成し、以て賢君と爲す。後來の君子、若し吾を知る者ならば、之を隱すこと無けんや。因て賈生の鵬鳥の賦に擬して、兔裘の賦を作り、以て自ら廣む。其の詞に曰く、

(理解のためのメモ) 兔裘は、戦国時代の魯の地名。魯の一四代隠公が隠居しようとした場所。中書省は、中務省を唐風に称

した名称。前中書王は、割書にもあるように、中務卿をつとめた兼明親王のこと。草堂は、草葺きの堂で、ささやかな建物の意。執政者は、ここでは、藤原兼通（延長三年〔九二五〕～貞元二年〔九七七〕）のこと。亡くなる直前に、兼明親王などの人事をおこなったことになりす。君は昏く」の「君」は円融天皇（天徳三年〔九五九〕～正暦二年〔九九一〕、在位は安和二年〔九六九〕～永観二年〔九八四〕）。公子は、諸侯や貴族の子。翬は、羽父のこと。隠公は、恵公の子允（後の桓公）が幼少のため、中継ぎで魯の君主になった人物ですが、翬（羽父）は、隠公に取り入ろうとして、允を殺すようにすすめました。隠公はとりあわず、「恵公との約束通り将来は兎裘に隠棲して允に譲位するつもりだ」といいました。翬は、この話がもれることを恐れて、逆に隠公を殺したのち、桓公を魯の五代君主とし、自らは宰相となりました。「賛け成し」は、「隠公の讓位・隠棲の気持ちに付度して」の意。孔子の編纂と伝えられる『春秋左氏伝』では、隠公は殺されたのではなく、薨じたと書いてあります。影印では「以爲賢君」（以爲く、賢君と）と読むように、「以爲」と訓合符が付いてありましたが、分解して訓読しました。俗士は、見識がなくつまらない人。賈生は、賈誼のことで、前漢の人。左遷されたときに、「鵬鳥の賦」を詠んで鬱屈を慰めました。『史記』では、「屈原・賈生列伝」として伝記が載っています。鵬鳥はミニミズクのことで、不吉な鳥。本シリーズ第25回で「勸学院」のところで『蒙求』について触れましたが、その第一巻に「賈誼忌鵬」（賈誼はミニミズクを嫌う）という表題で紹介されています。

「兎裘の賦」詩序の現代語訳を試みましたので、次に示します。

（現代語訳）

兎裘の賦 ならびに序

前の中書王（兼明）

わたしは、龜山のふもとに、占いによって隠居の場所を定めて、官職を辞め身体を休め、ここで生涯を終えようと望んだ。やつとささやかな建物ができたのに、時の執政者よって無実の罪に陥られた。天皇は暗愚で、臣下はそれに諂って、どこにも訴えるところがない。これが運命、天命というものであるか。後の世の俗人は、無実の罪であるのに、結果として「心やすらかに隠棲する」という長年の志を果たせなかった」としてきつと非難するだろう。しかし、「魯の隠公が兎裘の地に隠居所を営んで、そので一生を終えようと望んだのに、公子の翬に殺害されてしまった」という前例もある。歴史書『春秋』では、隠公の義を重んじて、讓位・隠棲の志がかなって薨じたことにして、賢君ということにしている。もしも後の世のわけ知りの中にわたしを知る者があれば、辞職・隠棲しようとした志を隠し立てすることはないだろう。しかし、そんなわけ知りもあらわれないだろうから、やすらかに隠棲できなかつたという濡れ衣のままになってしまいうだろう。そこで、賈生が「鵬鳥の賦」を詠んだのになぞらえて、「兎裘の賦」を作って、自分で広めることにした。その詞は、以下の通りである。

それにしても、「君は昏く臣は諛ひて、愬ふる處無し」（天皇は暗愚で、臣下はそれに諂って、どこにも訴えるところがない）とは、はつきりと言ったものです。

兼明親王は、太田道灌に歌道を発心させたという山吹伝説のものになった、有名な歌を詠んでいます。『後拾遺和歌集』所載の歌を引用しましょう（振り漢字付与）。

小倉の家にすみ侍けるころ雨のふりける日、みのかる人の
 侍りければ山ぶきの枝をおりてとらせて侍りけり、こ
 ろも得でまかりすぎて又の日、山吹のこゝろもえざ
 りしよしひにをこせて侍りける返事にいひつかはし
 ける
 中務卿兼明親王

なゝへ八重花はさけども山ぶきの
 みのひとつだになぎぞかなしき

『後拾遺和歌集』巻第十九・雑五・一一五四

詞書は、兼明親王と客の話になっていますが、これを娘と太田道灌に置き換えたものが、山吹伝説そのものです。蛇足ながら、「実の」に「蓑」を懸けています。この歌の通り、八重咲の山吹には実がつきませんが、一重の山吹には実がなるそうです。

御子左邸は、伝領した経緯は不明ですが、のちに藤原道長の六男長家（寛弘二年（一一〇〇五）〜康平七年（一一〇六四））が引き継いで住んでいます。この子孫が、御子左流の歌道を継承してゆくことになる、俊成・定家父子です。

■ 祇園又旅御供社

『京町鑑』縦町の項には、御池下ルより、黒門通を新シ町通と
 いうことが記載されています。さらに、新シ町通姉小路下ルに、
 上十文字町があり、「此町に教信寺と云東門徒有」と述べていま
 す。この教信寺は、現在も確かに同じところにあります。

黒門通をさらに南へ、三条商店街の西北角に、八坂神社の御旅
 所（祇園又旅御供社）があります。ここは、七月二四日におこな
 われる祇園祭還幸祭のときに、神泉苑とともに重要な役割をもつ
 ています。

還幸祭とは？ 還幸祭は、神幸祭とセットになっている御霊会
 の神事です。祇園祭では、七月一七日におこなわれる山鉾巡行
 と、その前の宵山が有名な観光行事になっていますが、御霊会の
 神事としては、実は、その後におこなわれる神幸祭と、七月二四
 日の花傘巡行（かつては、後の祭）の後におこなわれる還幸祭と
 が重要なのです。

七月一七日山鉾巡行の日の夕方、神幸祭が執りおこなわれま
 す。つまり、神幸祭の先触れが山鉾巡行で御霊会のもともとの行
 事は神幸祭というわけです。神幸祭では、神輿三基（中御座、東
 御座、西御座）が、八坂神社を出発、三条京阪、二条木屋町、三
 条寺町、四条河原町など（神輿によって、順路は多少異なります）
 を経て、四条通寺町にある御旅所に鎮座します。

七月二四日には、以前（昭和四〇年まで）は後の祭がおこなわ
 れていましたが、現在は花傘巡行。この日の夕方に、祇園祭の
 還幸祭がおこなわれます。つまり、神事としての還幸祭の先触れ



祇園又旅御供社



祇園又旅御供社の石標



駒札

が、花傘巡行（かつての後の祭の山鉾巡行）というわけですが、幸祭では、御旅所に鎮座した神輿を八坂神社へ戻す行事です。

四条通寺町の御旅所に鎮座した三基の神輿は、この日、午後五時ころ出発。中御座については、所要所で神事をおこないながら、次のような順路をとります。四条御旅所→四条寺町→寺町高辻→高辻通高倉（豊園御真神での神事）→高辻烏丸（大政所御旅所での神事）→烏丸四条→四条大宮→大宮御池（神泉苑での神事）→二条駅前→千本通→千本三条→三条通（祇園又旅御供社での神事、ここで三基の神輿が合流）→寺町三条→寺町四条→四条東大路→東大路神幸道→八坂神社。途中で、神泉苑に寄って神事をおこなうのが重要で、上述のように御霊会のはじまりが神泉苑であったことの名残です。他の神輿も、氏子中をめぐったあと、三条通黒門の祇園又旅御供社で三基の神輿が合流します。ここで、神事をおこなったのち、八坂神社の戻ります。

■ 三条通商店街

三条通の堀川から千本までは、三条通商店街で、長い長いアーケードが続いています。三条猪熊の十字路から南に少し下がったところに、町名看板「猪熊通三條下ル三條猪熊町」①があります。

三条通商店街堀川通に出る間際に、三条若狭屋。「祇園ちぎ餅」で有名です。そのほかに「苔屋」「京絹巻」など、味はもちろんネーミングがよい。

三条若狭屋、祇園ちご餅



猪熊通 三條下ル 三條猪熊町 ①



姉小路通 岩上西入 樽屋町 ②



もう一枚の町名看板は、「姉小路通岩上西入樽屋町」②。書き直した跡がありわかりにくいけれども、よく見ると、もともと「上京區」となっていたことがわかります。一方、看板①は下京區。昔は、御池通を境にして上京・下京が分かれていたといいますが、その境界付近の出入は複雑怪奇です。姉小路通と岩上通の十字路の東北は、中京區役所などがはいつている中京區総合庁舎。

三条堀川から堀川通を下がったところに、都松庵。和菓子屋にしてはめずらしく、ローマ字の看板です。実は、都製餡のアンテナショップで、餡ものの専門店。和洋に限らず餡をベースにした菓子をあつかっています。



プロフィール

藤田眞作（ふじたしんさく）。一九四四年（昭和十九年）北九州市生まれ。学生・大学助手として、十年間、京都で生活。工学博士を取得後、二十五年間、富士写真フイルム（株）足柄研究所にて、記録材料用の有機化合物の開発に従事。次の十年間は、京都工芸繊維大学教授として、有機合成化学・情報材料化学・化学情報学・数理化学の研究教育に従事。そのかたわら和菓子をもとめて京都市内を徘徊し、仁丹の町名看板に興味をもつ。二〇〇七年より、湘南情報数理化学研究所 (<http://xyntex.com>) を主宰。

「仁丹の町名看板をよすがに京めぐり」（第24回）2010/07/05

© 2007, 2008, 2010 藤田眞作 <http://xyntex.com/>